

政経研究

第五十七巻 第三号 2020年12月

論 説

アダム・スミスにおける富と幸福 山口正春

研 究 ノ ー ト

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策 山城秀市

資 料

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿

—— 第8章と第9章（翻刻） ——

川又祐
吉野篤
荒井祐介
トーマス・ロックリー

政経研究 第五十七巻第一号 目次

論 説

米兵の拘禁権をめぐる密約 …………… 信 夫 隆 司

冷戦下の「反核・平和主義」と「加害」の前景化
——一九八〇年代におけるテレビの「八月ジャーナリズム」—— …… 米 倉 律

資 料

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿 …… 川 又 祐
——第4章と第5章（翻刻）—— …… 吉 野 篤
トーマス・ロックリー …… 荒 井 祐 介

政経研究 第五十七巻第二号 目次

資 料

解題『DVD-ROM 選挙制度調査会議事速記録／選挙制度資料昭和「四〇三四年」』 …… 安 野 修 右

資 料

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿 …… 川 又 祐
——第6章と第7章（翻刻）—— …… 吉 野 篤
トーマス・ロックリー …… 荒 井 祐 介

論 説

企業の「経済性」と「社会性」の両立に向けたSDGsの実践における課題 …… 鈴 木 貴 大

アダム・スミスにおける富と幸福

山口 正 春

- 一 はじめに
- 二 進歩的なグラスゴウ大学
- 三 スミスの宗教観
- 四 自然の欺瞞
- 五 富のコペルニクスの転換
- 六 真の幸福とうわべの幸福
- 七 むすびにかえて

一 はじめに

アダム・スミスは一七二三年にスコットランドのカーコーディに誕生し、一七九〇年に他界している^①。だから彼は完全に一八世紀の人であり、一八世紀の最も核心部を生きた人物であったことが分かる^②。彼の生涯は概して静かなものだったと言われている。グラスゴウ大学卒業後の数年をオックスフォードのペリオル・カレッジに学び、対仏七年戦争終結直後の一七六四年初めにバックル侯の家庭教師として共にフランスに渡ったスミスは、数年の間ケネーや百科全書派の人々と交わりを結び様々なことを学んだが、ほとんど生涯をスコットランドで一学究として過ごした^④、いわば生粋のスコットランド人である^⑤。彼の一生は比較的静かであったかも知れないが、しかし彼が生存し活躍した時代は、きわめて大きな変動の時代であった。

まず経済史的視点から見れば、一八世紀という時代は重商主義的政策の破綻が、政治的・社会的混乱を引き起こした時代であった。とりわけイギリスとフランスについて記せば世界の二大強国として君臨し、搾取、強制、略奪をほしいままにする植民地争奪をめぐって、六〇年もの間戦争に明け暮れ、一七六〇年代にイギリスに産業革命が起こつた^⑥とはいえ、一七七五年には北米植民地の独立戦争が始まり、一七八九年にはフランス革命が頂点に達するといふ、まさに騒然とした時代であった。このように彼の時代は目を内外に向ければ、まさに激動の時代であったのである^⑦。

次に思想的視点から見れば、一八世紀は啓蒙思想の時代であり、封建的諸特権に対する理性の抵抗の時代であった^⑧。だから啓蒙の時代はまた、超自然的なものに対する信仰やキリストの復活や奇跡に対する疑心と反発の時代であり、総じて中世を支配してきた教会権力に対する人間的反抗であり、また国家公認の、政治と癒着した教会に対する

批判の時代であつた。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

スミスも時代の子である。啓蒙の洗礼を受けたスミスは、『国富論』において教会権力への批判は鋭く、本質を衝く痛烈なものであつた。⁽¹¹⁾ 政治権力と癒着したスコットランドの教会も、厳しい批判的的となる。さらにスコットランドにおいても、知識人も含めて社会の大勢の民衆が宗教的抑圧の下にあり、人間の真の意味での幸福が犠牲になつてゐる状況が続いてゐた。啓蒙思想家スミスは、こうした教会の非人間的抑圧を黙視できず打破しようとし、加えてスコットランドの長老派の啓示信仰に伴う宗教的迷妄から人々を解放しようと尽力したのである。⁽¹²⁾

ロイ・ポーターは啓蒙時代の特徴を簡潔にまとめて次のように記している。すなわち「啓蒙の時代とは、多くの、しかも有力な世俗型インテリゲンチヤが初めて勃興し、聖職者に挑戦できるようになつた時代のことである。それまでは何世紀にもわたつて、聖職者集団が最良の情報伝播のメディア（教会や説教壇）を支配し、指導的な教育情報の流通についても法的な特権を享受してきた。それが変つたのである。……つまり啓蒙の時代とは、このように教会の教理という目隠しから、ヨーロッパの精神を解放したことであつた」⁽¹³⁾と。スミスはまさに近代化のための闘士であつたことは、想起されてよいだろう。⁽¹⁴⁾

小論では、スミスが学んだ当時のグラスゴウ大学そのものの知的雰囲気、スミスに最も強い影響を与え、スコットランド教会と対立してゐた恩師フランシス・ハチソンの啓蒙思想などを踏まえつつ、スミスが自らの宗教観に基づき人間にとって真の幸福とは如何なる状態だと考えていたか、また人間にとって富とはどんな意味をもつのか、そして富と幸福との関係をどのように考えていたか、こうした点を中心にスミスの著作に即して、紙幅の許すかぎり、明らかにしてみたい。

- (1) Gavin Kennedy, *Adam Smith's Lost Legacy*, 2005, p. 3.
- (2) 高島善哉『アダム・スミス』、岩波新書、二〇〇四年、二二頁。
- (3) ニコラス・フィリップソン『アダム・スミスとその時代』(永井大輔訳)、白水社、二〇一四年、第一章、第二章を参照。
- (4) J・プルースト『百科全書』(平岡昇・市川慎一訳)、岩波書店、一九八〇年、第三章を参照。
- (5) 内田義彦『経済学史講義』、未来社、一九九五年、九五頁。
- (6) 産業革命という用語が使われるようになったのは、一九世紀初頭のフランス人経済学者ジェローム・アドルフ・ブランキによる。彼は、同時代人が経験する巨大なる社会経済的転換を産業革命という用語によって表現しようとした。そして産業革命は、フランス革命とのアナロジーによって発明された。(長谷川貴彦『産業革命』、山川出版社、二〇一二年、七―八頁を参照。)
- (7) 鈴木亮「アダム・スミスの時代と学問」『経済』、一四六号、新日本出版社、一九七六年、二二七頁。
- (8) たとえば以下の文献を参照されたい。モーリス・クランストン『啓蒙の政治哲学者たち』(富沢克・山本周次訳)、昭和堂、一九八九年。
- (9) 大河内一男『アダム・スミス』(『人類の知的遺産』④)、講談社、一九七九年、四二三頁。)
- (10) 新しい知と科学の冒険へと繰り出した一八世紀ヨーロッパの啓蒙主義は、一国の歴史の中ではなく、ヨーロッパという一つのコスモスの思潮として考えなければならぬ。(弓削尚子『啓蒙の世紀と文明観』、山川出版社、二〇〇四年、四頁。)
- (11) 田中正司『アダム・スミスと現代』、御茶の水書房、二〇〇七年、一五頁。
- (12) 同上、一四頁。
- (13) ロイ・ポーター『啓蒙主義』(見市雅俊訳)、岩波書店、二〇〇四年、一〇六―八頁。
- (14) 高島善哉、前掲書、一六頁。

二 進歩的なグラスゴウ大学

スミスがグラスゴウ大学に入学したのは、一七三七年で彼が一四歳のときであった。当時のグラスゴウ大学は、王国最高の大学の一つであったし、⁽¹⁾一七三〇年代には宗教と政治の両面で自由主義の立場をとるハチスンを中心とする何人かの教師の影響を受けて、強烈な宗派主義が薄れはじめ、宗教的偏見からは比較的自由で活気に満ちていた。⁽²⁾それは、一七〇七年にイングリランドに合邦されたスコットランドが急激な経済発展と、それに伴う文化運動高揚の手掛かりをつかみつつある時代を反映していたからである。⁽³⁾

当時のスコットランドはイングリランドに比べて産業は遅れ、織物工業はイングリランドから大きな打撃を受けたりもしたが、次第に近代化が進み、亜麻産業が育成され、アメリカに最も近い港として、グラスゴウがアメリカ貿易に利用されるなどのために前途が開けていた。だがスコットランドの現実といえば、ヨーロッパでもとくに遅れた国のひとつであり、封建制度が残っていて多くの民衆は極貧といえるほど貧しかった。⁽⁴⁾

さてスミスがグラスゴウ大学に入学した一七三七年には、グラスゴウの商人は、北米のイギリス植民地との貿易を始めたところであった。主にバージニアとメリーランドから嗅ぎタバコ用のタバコを輸入するようになった。⁽⁵⁾グラスゴウは自由な雰囲気をもつ商業的且つ革新的な新興都市へと次第に変貌しつつあった。この辺の状況をキャンベルとスキナーは「グラスゴウは古い秩序が新しい秩序に、それも主として商業的貴族社会の優勢に基づいている秩序に道を譲った都市」⁽⁶⁾であったと述べている。

近代化が進行しつつあった新興都市グラスゴウの知的中核の場としてのグラスゴウ大学はスコットランドの、否、

イギリス全体の新しい学問と思想の中心であり、この大学には学問研究の分野で高い評価を得ていた教師たちが相当活躍していたことは記憶されてよいだろう。とりわけ次の教師たちは高い評価を受け、学生たちの尊敬の的であった。すなわちギリシャ語・ギリシャ文学教師アレグザンダー・ダンロップ、古代幾何学(エウクレイデスユークリッド)の再興者として有名な数学教師ロバート・シムスン、それに前に述べたハチスンである。⁷⁾しかしスミスに最も影響を与えたのは、何といつても流暢な言い回しのできる稀な才能、思想の新鮮さ、そして学生たちの心をしっかりとつかむ、その真摯な態度を合わせ持っている力強い魅力ある指導者ハチスンであった。⁸⁾

ハチスは当時、道德哲学の講座⁹⁾を担当していたが、自由潑刺たる雄弁と創造性をもって大学内に知的自由を横溢させ、スミスの学問への関心を高め、晩年スミスに「忘れえぬハチスン」と言わしめたほどである。¹⁰⁾スコットランドにある大学の道德哲学の講座は、啓蒙の時代にあつて、まさにスコットランドの学問と思想を代表する学問であつたことは注目されてよいだろう。¹¹⁾そしてスミスは、後に道德哲学の講座担当者選ばれ引き継ぐことになる。¹²⁾ハチスンが学生に人気があつたもう一つの理由は、当時としては大学で初めて旧習を破って母国語(英語)で講義したのみならず、加えて先に触れた同僚のギリシャ語教師ダンロップと共に、古典研究を復活させたことであろう。¹³⁾

勿論それだけではない。ハチスは三代目シャフツペリ伯を創始者とする道德感学派の代表者であり、「スコットランド哲学の父」と呼ばれ、さらに「イギリス功利主義という強力な学派の創始者の一人」¹⁴⁾でもあつたので、ハチスは大学外の長老派の聖職者たちからは危険な新しい思想を教えていると思われた。具体的にいえば、人間には本来何が善かを探究させ、それを明らかにさせうる「道德感」という感情が与えられており、また「最大多数の最大幸福をもたらす行為が最善のもの」という、当時の神こそ神聖にして最善のものという思想を真つ向から否定する思想を

呈示したのである。すなわち神秘的な神の奇跡を信じることより、人類の幸福のために生きることこそ神の意志だという新しい思想つまり啓蒙思想を主張したのである。そして神は、神秘的な奇跡によって知られるのではなく、人類の幸福のために存在するのだと考えていたハチスンのこの宗教的樂觀主義は、彼の先輩ガーシヨム・カーマイケルの厳格なピューリタニズムとは対照的であった¹⁵。こうしたことは、一方で進取の気性をもった学生たちに深い感銘を与えたが、他方で当時のスコットランド教会の長老派聖職者たちにとっては許すことのできないことであつたことは、既に述べたところである。

前述のようにハチスンは道德哲学の講座担当者であつたが、その講義内容は一言でいえば、神のための人間という思想から人間のための神という思想へ、つまり人間中心の自由思想への脱皮であつたと言えよう。大道安次郎は「人間の地位が侍女から主人になつたのである。世界観の中心が変わつたのである。中世の世界観とはまさに百八十度の転換であつた¹⁶」と述べている。そして人間中心の社会、人間のための神という思想は、当時のフランス啓蒙知識人たちの間にも共通して見出すことができる¹⁷。例をいくつか挙げてみよう。「硬直した教会の権威や、国王政府と教会が一体となつて民衆を支配する社会体制を転覆させ、人民や民衆が主体になり自らの幸福を追求し、幸福を感じる社会を実現する¹⁸」。「世の中の権威、教義、通説、伝統、因習、それらすべてを疑うことから出発して真理を探究し、人間を中心に、人間の幸福を基軸にして物事を捉え直す¹⁹」。「あの干からびたような、人を騙し続ける古くさい考えを一掃し、無知と迷信から人びとを解放したい²⁰」。

こうした神中心の社会から人間中心の社会への転換の思想に対して、学生たちはハチスンを支持し、大学もまた学問の自由のために教会と戦つたのである。若きスミスが、このような新旧思想の対立抗争のあり様を自ら体験するこ

とによって、どのような刺激を受けたか、容易に想像できるところである。⁽²¹⁾では自由で進歩的な活気に満ちたグラスゴウ大学において、啓蒙思想の指導者ハチスンから啓蒙の洗礼を受けたスミスにあつては、どのような宗教観が生まれてくるであろうか。

- (1) 水田洋『アダム・スミス研究』、未来社、二〇〇〇年、四六頁。
- (2) James Buchan, *The Authentic Adam Smith — His Life and Ideas —*, 2006, p. 18. ジェイムズ・バカン『真説アダム・スミス—その生涯と思想をたどる—』(山岡洋一訳)、日経BP社、二〇〇九年、二九頁。
- (3) 小柳公洋『スコットランド啓蒙研究』、九州大学出版会、一九九九年、序章を参照。
- (4) James Buchan, *op. cit.*, p.14 邦訳、一四頁。
- (5) *Ibid.*, p. 17. 邦訳、二八頁。
- (6) R. H. Campbell and A. S. Skinner, *Adam Smith*, 1982, p. 62. キャンベル・スキナー『アダム・スミス伝』(久保芳和訳)、東洋経済新報社、一九八四年、七二頁。
- (7) 水田洋『アダム・スミス』、講談社学術文庫、二〇一二年、一二頁。
- (8) W. L. Taylor, *Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith*, 1965, p. 14. W・L・テラー『ハチスン・ヒューム・スミス—経済学の源流—』(山口正春・川又祐訳)、三恵社、二〇〇七年、一二頁。
- (9) 彼は形而上学の些末な問題には、ほとんど時間を使わず、講義の大部分を当てて、道徳哲学の幅広い体系を論じた。(James Buchan, *op. cit.*, pp. 18-9. 邦訳、三〇頁。)
- (10) 内田義彦、前掲書、一一二頁。
- (11) 田中秀夫『啓蒙の射程と思想家の旅』、未来社、二〇一三年、九二—三頁。
- (12) 水田洋『アダム・スミス研究』(前出)、八九頁。

- (13) 同上、四七頁。
- (14) James Buchan, *op. cit.*, p. 19. 邦訳、二〇頁。
- (15) John Rae, *Life of Adam Smith, with an introduction "Guide to John Rae's Life of Adam Smith"* by Jacob Vinner, 1977, p. 196. ジョン・レー『アダム・スミス伝』(大内兵衛・大内節子訳)、岩波書店、一九七二年、二四二頁。
- (16) 大道安次郎『スミス経済学の生成と発展』、日本評論社、一九八八年、八一頁。
- (17) ダニエル・モルネ『十八世紀フランス思想―ヴォルテール・デイドロ・ルソ―』(市川慎一・遠藤真人訳)、大修館書店、一九九〇年、第五部を参照。
- (18) 風真木剣『ドウニ・デイドロの回想―『百科全書』をつくった男―』、悠書館、二〇一三年、一七八頁。
- (19) 同上、二二二頁。
- (20) 同上、一五〇頁。
- (21) 高島善哉、前掲書、三三二頁。

三 スミスの宗教観

ハチソンの宗教的楽観主義の立場を継承したスミスにあつては、キリスト教の説く神について彼自らの信仰を示す言葉は、ほとんど見当たらない。ハーストはこのことに関して、次のように述べている。すなわち『『道徳感情論』やその他の著作中には、スミスがヒュームやアリストテレスの著述よりは一層積極的な確固たる信念を有する有神論者であったことを示す章句は、ほとんどないようである』⁽¹⁾と。それどころか、「彼はグラスゴウ大学に就任したとき、講義のはじめにお祈りをするのをやめさせてもらいたいと当局に願い出たが、当局はこの要求を許さなかった」とか、

「彼の開講の祈りは非常に自然宗教のにおいが強い」とかいう噂話があったくらいである。また「大学の礼拝堂で神の儀式が行われている間、彼が自席で公然と微笑しているのが見られたと言うことである。」⁽²⁾ こうした記述からスマスは、既存のキリスト教に反抗的態度を取っていることは明らかである。

だが彼は、神による宇宙の創造を信じていた。このスマスの神観は一般に理神論⁽⁴⁾とか自然宗教とか言われているが、理神論は神による天地創造と最後の審判を認め、神そのものを否定しないが、それ以外の日常生活においては神や教会を必要としない、いわば冷ややかな理性的宗教である。⁽⁵⁾ 大河内一男は「理神論ないし自然宗教は、一八世紀の啓蒙期に固有の信仰というよりは、神の理解の仕方だったと言ってよかった」と述べている。⁽⁶⁾ またスマスの神観について、ラファエルは次のように言及している。「スマスは恐らく理神論者であったであろう。彼は他の多くの啓蒙思想家と同じく、観察しうる自然こそ神の存在を信じるに足る理由を提供するものであると考えた。自然の過程についてのスマスの説明は、神学からの何らの支援も必要としない、自称の科学的企てとして読むことができる。」⁽⁷⁾

スマスにあつては、『道德感情論』や『国富論』に見られる「神聖な設計者」「偉大な技師」「宇宙の管理者」「全知の存在」「自然の創造者」などの用語は、すべてこのような創造主としての神を意味していた。一例を挙げよう。「宇宙のすべての住民が、最も偉大なものと同様に最もつまらぬものも、あの偉大で慈愛深く、全知の存在の、直接の配慮と保護のもとにある」⁽⁸⁾と。スマスはこう書いている。このスマスの理神論的立場は、勿論ハチスンからの影響もあるが、加えて当時もてはやされていたアイザック・ニュートンの天文学(新宇宙観)から影響を受けたと思われる。⁽⁹⁾ 天文学で一世を風靡したニュートンから当時の啓蒙知識人たちは、多大の恩恵を受けたのである。ニュートンを讃えるため、アレキサンダー・ポープは、そのニュートンに捧げる碑文として次のように書いている。

「自然と自然の法則は、夜の闇に隠されていた。神は言い給うた、ニ・ユ・ト・ンよ来たれと、するとすべては明るくなった。」⁽¹⁰⁾

ニュートンの出現は、それほどまでに高く評価されたのである。スミスがニュートンの天文学に着目したのは「天文学が、近代諸科学のなかでも最も光彩を放つ学問分野であったこと」⁽¹¹⁾が挙げられるであろう。そして「ニュートンの業績、とりわけ天文学上の業績は……スミスおよび同時代の多くの知識人に類推の豊かな源泉を提供したという理由で重要であった。スミスも含めて多くの知識人にとっては、ニュートンは自然という大宇宙を一つの首尾一貫した体系として提示したように思われたのであり、スミス自身はこれを宇宙という巨大な機械と呼んだのである。」⁽¹²⁾スミスは、このニュートンの体系を人間社会に類推し、適用したと想像できる。まさにスミスにとっては「人間社会は、われわれがそれを一定の抽象的で哲学的な見方で眺めるときは、その規則的で調和ある運動が無数の快適な効果を生み出す、偉大で巨大な機械のように見える」⁽¹³⁾のである。

さらに重要なことはスミスにあつては、神は単に宇宙を創造しただけではないと言うことである。宇宙に住むものに対して限りない仁愛を注いでいるのである。彼はこれを普遍的仁愛と名づけているが、恩師ハチスンからの影響が窺われるのである。スミスは次のように主張している。「宇宙という偉大な体系の管理運営、すなわち、すべての理性的で感受性のある存在の普遍的な幸福についての配慮は神の業務であつて、人間の業務ではない。人間に割り当てられているのは、ずっとつまらない部門であるが、しかし彼の諸能力と彼の理解の狭さには、はるかに適切なもの、すなわち彼自身の幸福について、彼の家族、彼の友人たち、彼の国の幸福についての配慮である。」⁽¹⁴⁾このようにして被造物たる人間は、神の広大な仁愛を信じて、彼はただ自らの幸福や周囲の幸福だけを考えて、これを追求すればよ

いのであって、そのことがまた、創造主である神の意志に叶うことなのである。こうして、ここには神と人間との自然的分業が説かれるのであるが、これこそは分業論の経済学者スミスにとって、真に相応しい起点をなすものである。スミスはいう。

「人類の幸福は、他のすべての理性的被造物の幸福と同様に、自然の創造者が彼らを存在させるようになったときに意図した、本来的な目的であったと思われる。……創造者の無限の諸完成についての抽象的な考察に導かれて、われわれが到達するこの意見は、自然の諸作用の検討によつて、なお一層確認される。それらの作用はすべて、幸福を促進し、悲惨に対して防衛することを意図されているように思われるのである。われわれの道徳諸能力のさしずらに依つて行為することによつて、われわれは必然的に人類の幸福を促進するための最も効果的な手段を追求するのであり、したがつてわれわれは、ある意味では神的存在に協力して、神慮の計画をわれわれの力の及ぶかぎり、おし進めるのだと言つていいのである⁽¹⁵⁾。」

こうしてスミスの理神論は結局、人間の自己中心的幸福の追求が神慮によつて、人類全体の普遍的幸福に結びつくという、極めて楽観的な調和感へと導かれていくのである。このスミスの宗教的楽観主義は、先述のようにハチスンからの継承であることは言うまでもない。スミスのこうした楽観的態度が、『国富論』全体を貫いている「見えざる手」や「予定調和の思想」の根幹に据えられていることが分かるのである。ジェイコブ・ヴァイナは「スミスの見えざる手に象徴される自然的自由の観点の根底には、理神論があつたことを無視してはならない⁽¹⁶⁾」と当を得た言葉を述べている。

- (1) F・W・ハースト『アダム・スミス』(遊部久蔵訳)、弘文堂、一九六七年、三九頁。
- (2) 同上、四〇頁。
- (3) 田中正司『アダム・スミスの自然神学―啓蒙の社会科学の形成母体―』、御茶の水書房、一九九三年を参照。
- (4) 理神論はイタリヤに生まれ、フランスへ移り、とくにイギリスで栄えた。(ポール・アザール『ヨーロッパ精神の危機』(野沢協訳)、法政大学出版社、一九七八年、三二二頁。)
- (5) Cf. A. L. Macfie, *The Individual in Society: Paper on Adam Smith*, 1967, ch. 3.
- (6) 大河内一男、前掲書、四一三頁。
- (7) D・D・ラファエル『アダム・スミスの哲学思考』(久保芳和訳)、雄松堂出版、一九八六年、四一―二頁。
- (8) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D. D. Raphael and A. L. Macfie, Glasgow Edition, 1976, p. 235.
(以下、*TMS*と略記) アダム・スミス『道徳感情論』(水田洋訳)、筑摩書房、一九八一年、四七〇頁。
- (9) David A. Reisman, *Adam Smith's Sociological Economics*, 1976, pp. 42-3.
- (10) *Ibid.*, p. 42.
- (11) 只腰親和『『天文学史』とアダム・スミスの道徳哲学』、多賀出版、一九九五年、一二二頁。
- (12) R. H. Campbell and A. S. Skinner, *op. cit.*, p. 94. 邦訳、一一三頁。
- (13) *TMS*, p. 316. 邦訳、三九九頁。
- (14) *TMS*, p. 237. 邦訳、四七二頁。
- (15) *TMS*, p. 166. 邦訳、二一四―五頁。
- (16) ジェイコブ・ヴァイナー『キリスト教と経済思想』(根岸隆・根岸愛子共訳)、有斐閣、一九八〇年、一〇八頁。

四 自然の欺瞞

ハチスンの影響を強く受けているスミスにあつては、人間の幸福とは現世の幸福であつて、キリスト教が説く来世の幸福ではなかつた。^①このことはスミスが『国富論』の中で、神学の婢となつて現世での人間生活を否定した中世哲学に対して、古代哲学が人間の現世における幸福を追求したことを、高く評価していることから明らかである。ミスはいう。

「個人としてだけでなく、家族の、国家の、さらには人類という一大社会の一員としてみる場合に、人間の幸福と完成とはそもそも何かということが、古代の道德哲学の探究しようと企てた目標であつた。その哲学では、人生の義務は、人生の幸福と完成の単なる手段として扱われていた。ところが、自然哲学ばかりか道德哲学も神学に従属するものとしてしか教えられなくなると、人生の義務は、主として来世の幸福の単なる手段として扱われるようになった。古代の哲学は、徳の完成はそれを身につけた人に現世において最も完全な幸福を必然的にもたらすものだ、と主張した。近代の哲学は、徳の完成は、大体、いやむしろほとんどいつでも、たとえそれがどんなにささやかなものであつても、現世の幸福とは相容れないものだ」と主張したのであつて、天国は懺悔と禁欲、修道院の耐乏と神に対する卑下によつてのみ、勝ち得られるものであり、人間の自由で寛大な活力に満ちた行動によつてではなかつた。^②」

引用文から分かるように、スミスは道德哲学が人間にとつて何であるかを、このように説明したのである。つまり道德は本来、人間の現世での幸福に役立つものであり、古代の道德哲学はそのことを教えていたのであるが、中世になつてキリスト教神学が、すべての学問の召使いにしたために、神学上という幸福、すなわち来世での幸福が、人間

にとって最高の価値であるかのように、道徳哲学が教えるようになったのである。⁽³⁾ 言うまでもなく、この神学の支配は、まずルネサンスのヒューマニズムによって崩され、ついで宗教改革の内面的信仰の重視によって崩されるのであつて、スミスはそれらの思想史の変革を受け継いで、再び、現世の幸福を優先させようとする。世界を創造した神は、人間の現世の幸福を望んでいる恵み深い神なのだということを、スミスは直接には恩師ハチスンから学んだものであることは言うまでもない。

道徳哲学が、人間の現世での幸福についての学問であるとすれば、それから分化してきた経済学も、そうであるはずであつた。現世での幸福は確かに精神的なものを含むけれども、その精神的幸福を享受するためにさえ、人間は生きていく必要があるから、スミスのいう生活の必需品と便益品つまり生活物資の調達という物質的な条件を確保しなければならぬ。だから生活物資が豊富に得られるという物質的な幸福を無視することができないのである。⁽⁴⁾ スミスは『道徳感情論』の中で、「幸福は平静と享樂にある。平静なしには享樂はありえないし、完全な平静があるところでは、どんな物事でも、ほとんどの場合、それを樂しむことができる⁽⁵⁾」と述べている。このようにスミスにとって、幸福とは心が平静なことである。加えて「健康で、負債がなく、良心にやましいところのない人の、幸福に対して、何をつけ加えることができようか。この境遇にある人に対しては、富のそれ以上の増加はすべて余計なものだ、と言うべきであろう⁽⁶⁾」と述べているように、スミスは心の平静のためには「健康で、負債がなく、良心にやましいところがない」ことが必要であると考えている。そしてこの状態にあれば、富の増加は余計なものだという。

このように現世の幸福といつても、ささやかな量の生活物資があれば十分で、膨大な量の富を必要とするわけではないのだが、人間は自然の欺瞞の中で野心と虚栄にとらわれて、「富と地位の快樂が何か偉大で美しく高貴なもの」

だと思ひ込み、直接には幸福にとって必要でない富と地位を追求するとスミスはいうのである。このことは次の有名なスミスの文章から明らかであろう。

「自然がこのようにしてわれわれを欺すのは、いいことである。人類の勤勉をかきたて、継続的に運動させておくのは、この欺瞞である。最初に彼らを促して土地を耕作させ、家屋を建築させ、都市と公共社会を建設させ、人間生活を高貴で美しいものとするすべての科学と技術を發明改良させたのはこれなのであって、地球の全表面をまったく変化させ、自然のままの荒れた森を快適で肥沃な平原に転化させ、人跡未踏で不毛の大洋を、生活資料の新しい資源とし、地上のさまざまな国民への交通の大きな公道にしたのは、これなのである。」⁽⁷⁾

人間にとって真の幸福は、ささやかな量の生活物資があれば達成されるのだが、目的（幸福）と手段（生活物資）の関係が、自然の欺瞞によつて転倒されると、手段の蓄積が無限に追求される。手段が手段として、すなわち目的の達成に必要な限りで求められる場合には、限度があるけれども、手段の蓄積自体が目的になれば、蓄積の量は無限になるだろう。他人との競争が、それに拍車をかける。⁽⁸⁾ スミスの主張を要約すれば、次のようになるだろう。道徳哲学が、人間の現世の幸福を追求するものであれば、それは少なくとも、人間の快適な生存のための生活物資の確保について考えなければならない。しかも人間は自然の欺瞞によつて、富を無限に追求するのだから——たとえ真の幸福には不必要であるにしても——人間の生存について考えるときに、富の無限追求という事実を無視するわけにはいかない。

スミスは、一方で富の無限追求が、真の幸福の役に立たないと言いながら、他方ではそれが結局、経済を發展させ、富裕な社会を作り上げ、人間生活を豊かにするのだから良いことなのだというのである。真の幸福のためにも、一定の生活物資（富）が必要であつたが、いわばうわべだけの幸福は、それよりはるかに多くの物資を要求する。スミ

スは社会の大多数の民衆が、真の幸福よりもわべの幸福を追い求めるといふ現実をそのまま承認し、それが神の摂理であり「見えざる手」の導きであり、結果として経済を発展させ、富裕な社会を実現し、人々の生活を豊かにするという⁽⁹⁾。だから道徳哲学の中から、経済学が誕生し、物質的に豊かな生活の実現について考察することになるのである。それでは、スミスにとって豊かな生活とは、どのような状態であろうか。

(1) 「幸福—これを相変らず来世に任せておくべきなのか。……いつそ地上で幸福をつかもうではないか。さあ急げ。ぐずぐずするな。明日があると思つてはいけない。大事なのは今日、ただ今だ。未来をあてにするのは、軽率もはなはだしい。純人間的な幸福を地上でしっかりとつかもうではないか。こうした考えが、当時、フランスのモラリストの間でも生まれていた。」(ポール・アザール、前掲書、二六二頁。)

(2) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Glasgow Edition, Oxford, 1976, Vol. II, p. 771. (以下、WNと略記) アダム・スミス『国富論』(大河内一男監訳)、中央公論社、Ⅲ、一九七六年、二二八—九頁。

(3) 水田洋『アダム・スミス』(前出)、一二八頁。

(4) 同上、一二九頁。

(5) *TMS*, p. 149. 邦訳、二六一—二頁。

(6) *TMS*, p. 45. 邦訳、六五頁。

(7) *TMS*, pp. 183-4. 邦訳、二八〇頁。

(8) 井上和雄『資本主義と人間らしさ—アダム・スミスの場合—』、日本経済評論社、一九八八年、二八四—五頁。

(9) 同上、二八八—九頁。

五 富のコペルニクスの転換

スミスの時代、支配的学説とされ大きな影響力をもっていたのは、「商業の体系」である重商主義の体系であった。重商主義の経済学では、富とは金銀などの貴金属であるとし、国を豊かにするためには貿易統制を用いて可能な限り、多くの貴金属を自国に流入させることであつた。そこで各国は、貿易差額のプラスを追求するという目標をかかげて、輸出を奨励する一方で、輸入を抑制するという重商主義の経済政策を強力に推進していったのである⁽¹⁾。だから民衆の豊かな生活は、直接に問題としなかつた。

ところがスミスにあつては、前述のように、人間の現世における幸福のための物質的条件を求めるのだから、およそ人々が豊かであるか否かは、人々の日常生活に必要な生活物資をどの程度に享受できるかに依ると考える。富とは金銀の貴金属の量ではなく、生活物資の量なのである。言い換えれば、貿易差額として蓄積される金銀などの貴金属が富ではないし、軍事的・政治的な国力の強さが国富でもなく、国民の年々の労働が生み出す生活上の物資、消費財の豊かさこそが、その国の富なのだ、という主張をしたのである。スミスは富の概念について、コペルニクスの転換を行つたのである。そして人々の日常生活に必要な生活物資が豊富か否かは、どれだけの多くの労働が、どれだけ有効に使用されるかに依存するのである。なぜなら、すべての生活物資は、人間が労働によつて自然に働きかけて生産するのだからである⁽²⁾。このことをスミス自身は『国富論』の冒頭で、次のように言及している。

「国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活の必需品と便益品のすべてを本来的に供給する源であつて、この必需品と便益品は、常に労働の直接の生産物であるか、またはその生産物によつて他の国民から購入したもので

ある。したがって、この生産物またはそれで購入されるものの、これを消費するはずの人々の数に対して占める割合が大きいか小さいかに応じて、国民が必要とするすべての必需品と便益品が十分に供給されるかどうかが決まるであろう。⁽³⁾「だがこの割合は、どの国民の場合も、次の二つの事情によって左右されるにちがいない。すなわち第一は、国民の労働がふつう行われる際の熟練、技能、判断力の程度如何であり、また第二は、有用な労働に従事する人々の数と、そのような労働に従事しない人々の数との割合である。⁽⁴⁾」

『国富論』の題名である「諸国民の富」とは、スミスにあつては生活物資の豊富であり、それはその国民の労働が熟達していて生産力が高く、しかも有用な種類に配置される比率が高いことによつて可能になる。したがつて、富は生活物資であるということは、富の源泉は労働であるということに等しく、スミスは『国富論』第一篇を、この労働の生産力が如何にすれば向上するかという考察から開始しているし、第二篇を、労働の有用な使い方（生産的労働と不生産的労働との区別）とは何かという考察から始めているのである。⁽⁵⁾

スミスの生きた時代は、民衆の大多数が貧困状態にあり、日常生活の物質的基盤である生活物資を入手できない窮乏状態にあつた。深刻な生活物資の不足に陥つていた。⁽⁶⁾明日の生活にも困る多くの貧困者が巷に溢れているような状態をスミスは、何としても改善したかったのだ。現代の先進諸国に見られる生活物資の豊富な状況とは対照的であつた。だからバカンは「スミスは……社会の中で最も貧しい階層に対する関心が強かつた。……一八世紀には、政府は商人と地主の利害で動いていたので、貧困者が幸せになる」⁽⁷⁾方策について、スミスは思考をめぐらせていたのであると書いている。スミス自身は『国富論』の中で、次のように述べている。「どんな社会も、その成員の圧倒的大部分が貧しく惨めであるとき、その社会が隆盛で幸福であろうはずは決してない。それに、人民全体を食へさせ、着させ、

住ませるこれらの人々が、自分自身もかなり十分に食べたり、着たり、住んだりするだけの、自分自身の労働の生産物の分け前にあずかるのは、まったく公正なことなのである。⁽⁸⁾

スミスは『国富論草稿』の中で「普遍的富裕」⁽⁹⁾の社会ということ述べ、普遍的とは、富裕が社会を構成するほとんどすべての人々にまで行き渡っていることだという。そしてこの場合、富裕とは日常生活物資の豊富を意味するとともに、人々が自主的に行動しうる独立が達成されるまでに経済的条件が整っていることを意味する。スミスにとつて、普遍的富裕の社会を達成することができて始めて、社会を構成するほとんどの人々が、現世での幸福を得ることができるのである。⁽¹⁰⁾

ところで既述のように、スミスにとって幸福とは心が平静な状態であった。そして心の平静のためには「健康で負債がなく、良心にやましいところがない」ことが必要であると考えた。そしてこの状態にあれば、富の追加は余計なものだという。だが人間は、欲望のかたまりであるから、自然の欺瞞の中で、野心と虚栄にとらわれて、うわべの幸福のために富を無限に追求するのだから——たとえ真の幸福には不必要であるにしても——人間の生存について考察する際に、富の無限の追求という事実を無視するわけにはいかなかった。スミスにあつては、社会の大多数の人々は、うわべの幸福のために富を無限に追求するという現実をそのまま承認し、それが結局、「見えない手」の導きで、経済を発展させ、富裕な社会を実現し、人間生活を豊かにすると考えていたことは既に述べたところである。

では何故、スミスにあつては富の無限の追求が、真の幸福につながるものであろうか。次にそれを検討しよう。

(1) 酒井進「アダム・スミス」(『人と時代と経済学—現代を根源的に考える—)(原田博夫編)、専修大学出版局、二〇〇五年、

所収)、一六頁。

- (2) 水田洋『アダム・スミス』(前出)、一三二頁。
- (3) WN, I, p. 10. 邦訳、I、一頁。
- (4) WN, I, p. 10. 邦訳、I、一頁。
- (5) 難波田春夫『スミス・ヘーゲル・マルクス』、講談社学術文庫、一九九三年、五七―八頁。
- (6) Cf. Royston Pike, *Human Documents of Adam Smith's Time*, 1974, pp. 157-69.
- (7) James Buchan, *op. cit.*, p. 6. 邦訳、一二頁。
- (8) WN, I, p. 96. 邦訳、I、一三二―四頁。
- (9) Adam Smith, 'Early Draft' of part of the *Wealth of Nations*, in *Lecture on Jurisprudence*, Glasgow Edition, Oxford, 1978, p. 564. アダム・スミス『法学講義』(水田洋訳)、岩波文庫、二〇〇五年、四四八頁。
- (10) 岡田純一『アダム・スミス』、日本経済新聞社、昭和五二年、七六頁。

六 真の幸福とうわべの幸福

先に繰り返し述べたように、人間の現世の幸福にとって膨大な量の富を必要とするわけではないが、人間は欲望のかたまりであるがゆえに、自然に欺かれて「富と地位の快楽が、何か偉大で美しく高貴なもの」だと錯覚し、直接には幸福にとって必要でない富と地位を追求する存在だとスミスは考えていた^I。スミスの目から見れば、イギリスの社会においては自然の欺瞞の中で、人々が野心と虚栄にとらわれ、富と地位の獲得のために、日夜、相手を蹴落とそうとして競争しているのが現実の姿であった。だから社会の中で、こうした野心と虚栄にとらわれた人をスミスは、決

して幸福な人とは見なしていない。「真実の平静」と「ささやかな安全と満足」を犠牲にした、かわいそうに憐れな人と見ている。

「彼の全生涯にわたって、彼は自分が決して到達しないかも知れない、ある人為的で優雅な憩いの観念を追求し、そのために彼は、いつでも彼の力の及ぶ範囲にある真実の平静を犠牲にするのであって、そしてその観念は、もし彼が老齡の極においてついにそれに到達するとしても、彼がその代りに放棄したあのささやかな安全と満足とに、いかなる点でもまさっていないことを知るであろう。そのときに、すなわち、生涯も最後の数年となつて、彼の肉体は苦勞と病氣で衰弱し、彼の精神は、自分の敵たちの不正あるいは自分の味方たちの背信忘恩によつて、彼がこうむつてきたと想像する無数の侵害と失望の記憶のために、いらだち怒つておるときに、彼はついに、その富と地位が、取るに足りない効用をもつ愛玩物にすぎず、肉体の安樂と精神の平静を確保するためには、玩具の愛好者の小間物にまさつて適してはいないこと……を悟りはじめるのである。」⁽²⁾

この引用文には人間と人生の本質を知りつくした賢人スミスの味わい深い記述が窮われるだろう。ここには、スミスによつて仏教が説く煩惱からの解脱、悟りへの道と同じ結論が示されていないであろうか。⁽³⁾そして以下の文章には、スミスの宗教家としての側面を如実に示している。すなわち人間生活の真実の幸福をなす「肉体の安樂と精神の平和において、生活上のさまざまな身分は、すべて同じ水準にあり、そして公道の傍で日なたぼっこをしている乞食は、国王たちがそれを得るために戦っている安全性を所有しているのである」⁽⁴⁾と。この文章の意味するところは、スミスにとつて本当の幸福とは、後に触れるストア派の哲学者がいう「俗世間の心配事から解放された状態」⁽⁵⁾であり、いい換えれば「平穩な生活を誰にも邪魔されず、心ゆくまで享受」⁽⁶⁾できる状態なのである。

自然の欺瞞の中で野心と虚栄にとらわれている人々は、このことに気づかない。人生の黄昏のとき、あるいは体調を崩したとき、などに野心のむなしさ、虚栄のはかなさを思い知らされる。スミスが言うには、「病気による衰弱と老齢による疲労の中では、地位による無駄でむなしき諸差別の、諸快樂は消えうせる。……彼の心の中で、彼は野心を呪い、青年時代の気楽と怠惰、すなわち永遠に逃げさつた諸快樂についてむなしき後悔するのであつて、彼は愚かにも、手に入れたときには、何も彼に真実の満足を提供しえないもののために、それらを犠牲にしたのである」と。このスミスの醒めた意識は、病気や老齢の中で生まれてくるものであつて、人々は普通の状態のときは自然に欺かれているのである。欺かれていることも知らず、人々は社会の中で富や地位を求め、人間生活の真の幸福、真実の満足を犠牲にして、はかない虚栄のために日々あくせくしているのである。

ところでスミスの諦観の境地は、ストア哲学からの影響が大きいと小林昇は考えている。すなわち小林は、スミスをストア哲学によつて鍛錬された人間と見ているのである。すなわち「スミスというのは、ストア（しいて広く言えば古代哲学）に非常に同情的であつてシンプルな生活——余分な欲望を遠ざける、そういうような生活を好んだ人のように思われる。」「自分自身（スミス自身）は生産せよ蓄積せよ、そして境遇を改善して豊かにならう、と言うような、自分が鼓吹している風潮には必ずしも同じでないようなところがある。つまり豊かになつて本当に幸福だろうか、という考え方がスミスにはある。」⁸こう小林は力説している。小林が言うように、実際スミスはストア哲学に親近感をおぼえ、小欲知足を人間性の本質に根ざすものであることを説き、それに高い評価をしていた。⁹スミスによればストア哲学者は、人生を次のように考えていた。

「この世におけるすべての出来事は、賢明で強力で善良な神の、神慮によつて導かれているのだから、われわれは

何事が起ころうとも、すべては全体の繁栄と完成に向かっているのだということを確信していいのであった。したがって、もし、われわれ自身が貧困であるとか、病気であるとか、何かその他の災厄にみまわれているとかするならば、われわれは何よりも、まず、われわれ自身をこの不快な事情から救い出すために……最大の努力を利用すべきなのであった。だが、もし、われわれのなしうるすべてをした後に、これが不可能であることが分かったならば、われわれは、宇宙の秩序と安全性が、われわれがしばらくの間引き続き、この境遇にあることを求めていることに、満足して安んじるべきなのである。¹⁰

このことを知った賢人は、如何なる生活状態に置かれても、不平を言わない。与えられた境遇の中で、彼は自己の諸情念を統制し、「守られるべき一定の秩序」「適宜性」「品位」を保った行動をする。それ故、彼はどんな境遇にあつても、人々の明確な是認、あるいは同感を得ることができ¹¹。「ストア哲学によれば、賢人にとっては、さまざまな生活状態は、すべて等しいのである。¹²」「富裕にせよ貧困にせよ、快楽にせよ苦痛にせよ、健康にせよ病気にせよ、すべては同様¹³」なのである。貧富の別にかかわらず、その間に何らの実質的な区別はないので、賢人は人生の喜怒哀楽にかかわらず幸福な生活を送る、とスマスは言うのである。

一方、自己の諸情念が正当な統制のもとにない人類の大多数である愚かな人は、如何なる境遇においても、「真の品位」と「適宜性」をもつて行動することはでき¹⁴ない。ストア哲学から見れば、肝要なのは諸情念の統制であつて境遇ではない。諸情念の統制さえしつかりしておけば、どんな境遇にあつても、人々の明確な是認、あるいは同感を得ることができ¹⁵る。このような人生観をもつストア哲学の立場は、野心と虚栄を欺瞞の産物とみるスマスの立場と類似している。スマスにとつてもストア哲学者にとつても、野心や虚栄と、そこから生じる「富、権力および卓越の追

求」「この世のすべての苦勞と騒ぎ」は、むなししいものを感じられるだろう。しかし人類の大多数である軽率な民衆にとつては、欺瞞の中で野心や虚栄にとらわれるのが通常の状態であり、ストア哲学者が唱える「小欲知足」「余分な欲望を遠ざける」という簡素（シンプル）な生活を送ることはできない、とスミスはみる。よほどの賢人か、あるいは落伍者は別として、この社会を構成する大多数の弱い人（民衆）は、「富、権力および卓越の追求」から逃げられないという。スミスは「人類のうちの大群衆は、富と上流の地位の感嘆者であり崇拜者¹⁶」であるとも述べている。

何度も述べたように、スミスにとつては「富、権力および卓越の追求」は自然の欺瞞の中で野心や虚栄にとらわれ、目的と手段の転倒によつて人間が欺されることによつて生じてくるのだが、欺したのは自然そのものであった。この転倒も、広い意味では自然的なのであり、それによつて生産力の向上と社会の富裕が生じ、人間の生活が豊かになるのである。¹⁷

(1) 仏教思想においてもスミスと同様の人間把握をしている。人間の欲望は限りなく増大しつづける。本能的な欲望が満たされると、さらに富と地位という自己優越の欲望を追求し、ほとんど一生をその目的追求のために生きてゆくのが、われわれの人生そのものであるといえる。自己の権力、自己の富、自己の地位の無限に拡大することを願うのが、人生のなりふりかまわぬ姿であろう。所詮は死ぬ人生であり、無に帰する人生であることが、理性では分かっている、なおかつ自己優越の欲求を追求するところに人間の悲しさがある。（鎌田茂雄『現代人の仏教』、講談社学術文庫、一九九八年、一〇九―一〇頁を参照。）

(2) TMS, p. 181. 邦訳、二七七頁。

(3) 梅原猛・増谷文雄『知恵と慈悲（ブツダ）』（仏教の思想1）、角川文庫ソフィア、平成九年、第三部、鎌田茂雄『仏陀の観たもの』、講談社学術文庫、二〇一三年、第二章を参照。

- (4) *TMS*, p. 185. 邦訳、二八一頁。
- (5) James Buchan, *op. cit.*, p. 64. 邦訳、八八頁。
- (6) ラス・ロバーツ『スミス先生の道徳の授業—アダム・スミスが経済学よりも伝えたかったこと—』（村井章子訳）、日本経済新聞出版社、二〇一六年、一七二頁。板橋興宗『あたりまえでいい』、佼成出版社、二〇一五年、第六、七章を参照。
- (7) *TMS*, p. 182. 邦訳、二七八頁。
- (8) 小林昇・杉山忠平『西洋から西欧へ』、日本経済評論社、一九八七年、六三—四頁。
- (9) 因みに、中国の人生訓を記した『菜根譚』にも同様の心境が述べられている。洪自誠『菜根譚』（今井宇三郎訳注、岩波文庫、二〇〇一年、三〇三頁を参照。
- (10) *TMS*, p. 274. 邦訳、三四—二頁。
- (11) *TMS*, p. 58. 邦訳、八八頁。
- (12) *TMS*, p. 58. 邦訳、八七頁。
- (13) *TMS*, p. 276. 邦訳、三四七頁。
- (14) *TMS*, p. 58. 邦訳、八八頁。
- (15) ラス・ロバーツ、前掲書、第二章を参照。
- (16) *TMS*, p. 62. 邦訳、九六頁。
- (17) 堂目卓生は「賢人は、最低水準の富さえあれば、それ以上の富は自分の幸福に何の影響ももたらさないと考え、逆に愚かな人は、最低水準の富を得た後も、富が増えるほど幸福が増すと思う。彼らはより多くの富を獲得して、より幸福な人生を送ろうと懸命に活動するが、この愚かな人の富と地位への野心こそ、経済を発展させ、富裕な社会を作り上げる原動力だとスミスは考えている」と書いている。（堂目卓生『アダム・スミス』、中公新書、二〇〇八年、第二章を参照。）

七 むすびにかえて

スミスはグラスゴウ大学に入学し、最も影響を受けた人物は道徳哲学の教師ハチスンであった。ハチスンからスミスは宗教的楽観主義を受け継ぎ、それは前述のように理神論あるいは自然宗教と呼ばれるものであった。スミスは理神論者であったから、宇宙の創造者たる神の存在を信じており、神そのものは否定しないが、それ以外の日常生活においては神や教会を必要としない、いわば冷やかな理性的宗教を信じていたわけである。

だが一層重要なことはスミスにあつては、神は単に宇宙を創つただけではない、と言うことである。この神は全被造物の幸福を願って慈悲深く見守っており、個々の人間の自由な活動に対しても全体として最大の幸福と調和を与えべく計らっている^①。したがってこの神は、宇宙に住むものに対して、限らない仁愛を注いでいるのである。こうした宗教観をもつスミスにあつては、現世の幸福が重要な事柄であつて、来世の幸福は副次的なものにすぎなかった。だから世界を創造した神は、スミスにあつては、人間の現世の幸福を念じている恵み深い神なのである。すなわちスミスの神は、「自然のすべての運動を方向づけ、彼自身の不変の諸長所によって、つねに自然の中に可能なかぎりの最大の量の幸福を維持しようと、決意している」「あの偉大で慈悲深い全知の存在^②」であつた。

スミスの道徳哲学が、人間の現世での幸福に関する学問であるならば、それから分化してきた経済学も人間の幸福を考える学問であることは当然であつた。「人はパンのみにて生きるものにあらず」といわれる。確かにそうである。だが「パンなくして人間は生きることができない」ことも事実である。われわれが精神的な幸福を享受するためにも、生活物資の調達という物質的な条件を確保しなければならぬ。だからわれわれは、生活物資が豊富に獲得できると

いう物質的幸福を無視することができないのである。ただ留意すべきことは、スミスにあっては先に述べたように、人間は自然の欺瞞の中で野心や虚栄にとらわれて、うわべの幸福のために富を無限に追求するのだから——たとえ真の幸福には不必要であるにしても——人間の生存について考える際に、富の無限追求という事実を無視するわけにはいかないのである。

これを踏まえスミスにあっては、うわべの幸福と真の幸福とを混同してはいけない、真の幸福とはストア哲学者が強調したのと同じ人生の真理、つまり「小欲知足」の簡素（シンプル）な生活を人間性の本質に根ざすものであることを説き、それを高く評価したのである。だがこうした生活は、人類の中の賢人のみが実行可能である、とスミスはいう。一方、人類のうちの多数を形成している「粗い粘土」^③である民衆にとっては、欺瞞の中で野心と虚栄にとらわれるのが通常の状態であり、ストア哲学者が唱える「余分な欲望を遠ざける」「小欲知足」という簡素（シンプル）な生活を送ることはできない、とスミスは見る。富や地位を無限に追求しても、うわべの幸福は得られるかも知れないが、真の幸福は得られないことをスミスは力説したかったのである。

敷衍すれば、社会の大多数である民衆は、つねに世間の評価を気にしながら、自然に欺かれて、より大きな富、より大きな地位は、より大きな幸福をもたらしてくれると勘違いする。しかしそれは幻想でしかない。大きな富を獲得したとしても実際には、幸福はほとんど増加しない。個人の幸福の程度は、富の増加の後と前ではほとんど変わらない。真の幸福^④とは、心が平静なことである。心の平静を得るためには、ささやかな量の生活物資つまり最低水準の富を得て、健康で負債がなく、良心にやましいところがない生活を送らなければならない。スミスは富と真の幸福との関係について、このように強調したかったのである。

- (1) 大道安次郎、前掲書、二六―七頁。
- (2) *TMS*, p. 235. 邦訳、四七〇頁。
- (3) *TMS*, pp. 162-3. 邦訳、二〇九頁。
- (4) ラス・ロバーツ、前掲書、第五章を参照。

尖閣諸島問題とアメリカの中立政策

山城 秀 市

(1) 尖閣諸島の帰属問題

武力衝突の危険性をはらむ尖閣諸島

台湾と中国が尖閣諸島について領有権を主張し始めたのは一九七一年のことである。この年が国際法上の争いが発生したことを決定する日（クリティカル・デート^①）となる。尖閣問題が紛争化したのは一九六八年、国連アジア極東経済委員会（ECAFE: Economic Commission for Asia and the Far East）の尖閣周辺に石油及び天然ガス田等の埋蔵海底資源存在の可能性があるという調査結果が発表されたことにあつた。尖閣諸島周辺、領海外

側（二〇〇海里の排他的経済水域、EEZ）にある接続水域を台湾漁船や中国海警局の船が連日航行しているのが海上保安庁の巡視船によって確認されている^②。

こうした状況のもと、二〇一〇年九月七日東シナ海の尖閣諸島北方で中国漁船が海上保安庁の巡視船への衝突事件が発生する。この中国漁船は拿捕され、船長が公務執行妨害で逮捕される。ここで尖閣問題は領海紛争問題から係争事件に転化する。中国漁船「閩晋漁5179」が海上保安庁の巡視船「よなくに」と「みずき」に体当たりし、船長と船員一四人は船体ごと石垣島に連行され船長が拘留される^③。ところが、那覇地方検察庁は処分保

留措置をとり、船長を残し船員全員を帰国させる。後に、事件処理の不利が指摘されるに至った⁴⁾。当時、民主党代表選挙の最中で、選挙戦が後半に入り、激しさを増していた。仙谷官房長官が中国側に配慮して穏便な方針をとろうとしたのに対し、岡田外務大臣と前原国土交通大臣は法に基づいて対応すべきと主張する。これに対し中国側の反応は、丹羽駐中国大使を外務省に呼びつけ「日本側による違法な妨害行為を停止するように」と抗議した。また、中国外務省は記者会見で領有権の主張を含め、基本的な主張を述べているが、ネット上にはすぐに反応があらわれた。他方、日本側は方針が決まるまでに時間を空費しており、その結果、あたかも日本の海上保安庁の巡視船が中国漁船に不当な衝突をしたかのような、事実と正反対の虚構が早い段階でつくられてしまう。

さらに、ここで突如として問題の重大な焦点に浮上することになったのが東京都による尖閣購入問題である。二〇一二年四月、石原都知事はワシントンでの講演に際し尖閣諸島のうち個人所有の魚釣島、北小島、南小島の三島を都として購入する方針を発表する。本来、日本の固有領土である尖閣諸島に関して、政府が不作為を決め

込む以上は都が購入して「実効支配を強化」すべきというのがその理由であった。

次いで、二〇一二年九月、野田政権による尖閣諸島国有化の決定は、中国において反日デモを引き起こし、多くの日系企業が焼き討ちにあうという事態が頻発する。東京都による「買上げ」にしろ、また野田政権の「国有化」にしろ、その概念には日本と中国では受け取り方に双方で大きな違いがあった。「国有化」という言葉は、日本では所有するという意味合いが強いのに対して中国の場合、対外的な概念であり、国有化で実効支配を強化するという姿勢が伝わり、予想以上に中国の反発を買うことになった⁵⁾。

尖閣諸島の地理範囲

第二次世界大戦後、アメリカはサンフランシスコ講和条約第三条で尖閣諸島を含む南西諸島を一部として沖縄を施政権下に置いた。一九七二年、沖縄の返還に伴って尖閣は、沖縄本島とともに防衛区域に含められ、尖閣諸島が日本の領土領海であることは全く疑いのないものだと考えられた。沖縄を統治していた琉球列島米国民政府は一九五三年、布告二七号 (Civil Administration

Proclamation N27) によって琉球列島の地理的境界を定めている。⁽⁶⁾

それにより米国民政府及び琉球政府は、北緯二四度、東経一二二度区域内の諸島、小島、環礁及び岩礁並びに領海をその管轄区域に指定している。この中に尖閣諸島は入っている。⁽⁷⁾

敗戦を喫した日本は、連合国側のポツダム宣言を受け入れた。この戦後処理に関わる部分で中国側は多くの批判を投げかけ、「尖閣諸島はカイロ宣言、ポツダム宣言で中国に返却された」と主張する。

カイロ宣言は、周知のように第二次世界大戦中の一九四三年一月二二日、アメリカ大統領ルーズベルト、イギリス首相チャーチル、中華民国国民政府蒋介石がエジプトのカイロで行った会議で合意した文書である。その関連部分には領土不拡大の原則に立つものの、「右同盟国の目的は日本国より一九一四年の第一次世界戦争の開始以後に於いて日本国の奪取し又は占領したる太平洋における一切の島嶼を剥奪すること並びに満州、台湾、澎湖諸島のごとき日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り」⁽⁸⁾とある。但し、

ここでは日本が放棄すべき領土の中に尖閣諸島は明記されていない。

一方、ポツダム宣言は太平洋戦争末期の一九四五年七月二六日、アメリカ、イギリス、中華民国が日本に対して発表した無条件降伏の勧告書である。その中で日本の領土は第八項で「『カイロ』宣言ノ条項は履行セラルヘク又日本国ノ主権は本州、北海道、九州及四国並に吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」⁽⁹⁾と言及している。カイロ宣言、ポツダム宣言とも尖閣諸島が中国領だとも日本領だとも書いていない。そのことからカイロ宣言、ポツダム宣言を尖閣諸島の帰属問題の根拠とすることはできないと指摘される。⁽¹⁰⁾

サンフランシスコ講和条約と日本の国境問題

サンフランシスコ講和条約は朝鮮戦争中の一九五一年九月三日に締結された。中華民国（台湾）や新たに成立した中華人民共和国（中国）、また、ソ連は対日講和会議には参加するが、その内容に不満をもち調印を拒否している。サンフランシスコ講和条約第一条(b)は、「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とした。第三条は尖閣諸島の名を

あげていないが、「日本国は、北緯二九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれら諸島の領域及び住民に対して、行政、立法および司法上の権力を有する」⁽¹²⁾ものとされた。

ここでも尖閣諸島の帰属は記されていないが、先述の米国民政府布令や一九四六年の米海軍軍政府の布告によつて尖閣諸島が南西諸島に含められることは明らかである。そこには中華人民共和国政府、中華民国政府、両中国政府に対する配慮があり、冷戦期の東アジア情勢が反映されているものとみることができる。つまり、アメリカ自身が東アジアにおいて板挟みにならないようにするもので、後の沖縄返還合意に際してアメリカの中立姿勢の方針がうかがえるものである。アメリカ政府の尖閣諸島に対する政策は日中間、とりわけ沖縄周辺に係争地があればアメリカの東アジア戦略のための米軍の駐留が正当化されるというものである。⁽¹³⁾尖閣諸島は日米安保条

約とアメリカの立場あるいは日米同盟における日本の立場のどちらかを重視するかという二つの選択をせまられる問題になった。

日米安保条約と尖閣問題

日本とアメリカは一九五一年九月、サンフランシスコ講和条約の締結と同時に日米安全保障条約（旧安保条約）を締結し、一九六〇年六月に改訂延長された。正式名称を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」といい、旧安保条約と比べると、新たに締結された安保条約には名称に相互協力の言葉が加えられている。これは一九四八年六月、米国議会上院でバンデンバーグ議員 (Arthur H. Vandenberg) が提案したものである。アメリカが結ぶ安全保障に関する条約は、継続的で効果的な自助および相互援助を条件とする、という決議（バンデンバーグ決議案）である。その背景要因にあげられるのは、旧安保条約が在日米軍の基地の自由使用を認めながら、その米軍に日本を守る義務はなかった。これは余りに露骨な占領継続的な条約であった。一九六〇年に締結された日米安全保障条約（新安保条約）第五条におけるアメリカは、日本の施政下にある領

域の防衛支援を義務づけられている。尖閣諸島に関していうと、仮に尖閣諸島が第三国から攻撃される場合、たとえアメリカが尖閣諸島の領有を認めていなくとも、アメリカには「自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動する」義務が生じるのである。¹³

そこで、新安保条約は第五条「共同防衛」の項目を設け、日本の施政下の領域における共通の危険に対処することが決められている。ここに相互協力をうたう理由がある。しかし、第五条はまた、在日米軍が日本を防衛する根拠だとされ、第六条「基地の提供」と相俟って在日米軍の施設及び区域の使用が許容されることになった。また、ディーン・アチソン (Dean G. Acheson) 国務長官は一九五〇年一月、アメリカの太平洋における安全保障ラインをアリュウシャンから日本本土、沖縄、フィリピンにいたる太平洋全域にわたると表明し、日本と沖縄が戦略上重要な拠点になることを強調した。¹⁴ 日米安保条約と沖縄については、次節でも説明する。

沖縄返還交渉と尖閣諸島の領有権

アメリカ政府は一九七一年の沖縄返還協定とそれに関

連する「合意された議事録」によって、尖閣諸島が日本へ施政権を返還する地域の一部であることを認める。ところが、アメリカ政府は尖閣諸島の領有権をめぐる日本、中華民国 (台湾)、中華人民共和国 (中国) 両中国間の対立について、この問題は当事国間で平和裏に解決されることを望むとだけ表明する。実際に、尖閣諸島の領有権に対するアメリカの中立姿勢は、返還交渉を通して日本の安全保障関係および日米同盟について多くの疑念を生じさせることになる。¹⁵ 現在、台湾及び中国両政府は七〇年代初頭、尖閣諸島の領有権について占有宣言を行い、強硬な姿勢を貫き、軍事衝突の危険をはらんだまま推移している。仮に、アメリカ政府が尖閣諸島の領有権が日本にあることを表明し、その立場と政策を明確にしていれば、少なくとも両中国政府は早々に諦めていたかもしれない。¹⁶ しかし、尖閣諸島の領有権問題に対するアメリカの中立姿勢は、首尾一貫しないまま推移し、日米同盟関係においても日本の安全保障政策あるいはアメリカ自身の戦略的な曖昧性をも生じさせてきた。

沖縄の施政権返還が構想されるのは一九五八年初頭で、そこで返還の可能性が検討され始める。しかし、この返

還構想は沖縄の統治を担当する軍部と国防省及び統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff) の反対によって実現しなかった。米公文書館の資料を駆使し返還過程を分析した琉球大学の我部政明教授は、アメリカ政府が認識する沖縄を日本へ返還することのメリットを次のように指摘する。第一に、アメリカが沖縄に見出した価値とは自由に使用できる基地の存在である。その自由使用を確保するためにすべての施政権を保持することが必要とされたのである。第二に、日米関係を安定・強化する必要があった。そのために日本政府の同意と協力を得て、自由に使える基地を確保すること。第三は、日本の防衛努力を促進・支援する一方で、アジアにおける日本の役割の自覚と強化を図る必要があった。それらは政治的、経済的あるいは軍事的な側面でアジアにおけるアメリカの政策に対する日本の「肩代わり」を期待してのものだった。¹⁷⁾

また、施政権返還の背景要因には、沖縄県内の政治的な動向が関係する。一九六八年二月、当時のアンガー高等弁務官 (F.T.Unger, Lt. Gen, 中将、一九六六年一月着任) は、同年一二月の立法院議員選挙と同時に琉球政府行政主席選挙を実施すると発表した。主席公選実施

は、アメリカの沖縄統治に関する基本方針を定めた「琉球列島に関する大統領行政命令 10713」(一九五七年六月五日) 第八項を一部修正する法的措置にもとづいていた。当初の第八項は、立法院の代表に諮って高等弁務官が任命する方式をとっていた。¹⁸⁾

当時、主席公選に際して、保守の西銘順治候補と革新の屋良朝苗候補が接戦を演じていた。保守勢力の敗北は、(当時の日本本土) 佐藤政権が窮地に追い込まれる恐れがあり、沖縄返還を政策課題に掲げる佐藤政権の穏便な返還方針と日米安保体制が野党側からの攻撃にさらされること予想された。従って、日本政府、アメリカ政府、そして琉球政府の推進する段階的な返還方式が有権者の支持を得るのかどうか課題であった。当時の沖縄の政治動向は、屋良候補の支持拡大が目を追って勢いを増し、保守側にとってはアメリカが中立の立場をとることが有利に作用すると考えられたのである。

本稿の叙述目的は、第二次世界大戦後のアメリカの沖縄統治・政策にある。アメリカの占領政策及び沖縄統治における沖縄の法的地位あるいは領土処理の方式に通底しているアメリカの中立姿勢がいかに曖昧なものであつ

たかを述べる。日本の戦後処理の難題は北方領土、竹島、尖閣諸島問題等に顕著に表れている。とりわけ、尖閣諸島の帰属問題はアメリカ政府の東アジア軍事戦略に関係する重要な意味を持っている。結論を先取りすると、このアメリカ政府の曖昧な姿勢は、同盟関係を結び西太平洋及び東アジアの安全保障に一定の役割を担う日本に対する侮辱であり、傲慢な態度であると言わざるを得ない。

(2) 沖縄返還交渉及び

国務省と参謀本部の対立

沖縄返還交渉は一九六九年一月から七一年六月にかけて行われ、七一年六月一七日に返還協定が調印された。調印式は時差の関係で東京では六月一七日の午後九時、ワシントンで同日午前八時、同時に開催された。アメリカは終戦後、沖縄を七年間占領し、施政権が返還されるまで二〇年にわたって統治した。アメリカ連邦議会上院は、沖縄返還協定の審議および批准勧告を受けて一九七一年一月一〇日、これを批准した。¹⁹⁾一方、日本では国会に沖縄返還協定特別委員会が設けられ、同年

一月二四日賛成多数で批准を可決する。尖閣諸島の地位についても沖縄返還協定に含まれ、日本の領有権は全く疑問の余地なく現在まで推移している。

沖縄返還交渉の過程で最も大きな課題となったのは、施設及び区域（米軍基地）の継続使用ということであった。²⁰⁾アメリカの立場は当時、ベトナム戦争に関与しており、当然、沖縄返還協定とも無関係ではあり得ない。返還協定合意はそれに先立つ一九六九年一月の「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の共同声明」の中で早期復帰を達成するため、具体的な取決め協議に入ることと合意していた。沖縄返還協定（案）第一条(2)は、既にサンフランシスコ講和条約第三条で日米の相互援助がうたわれ、沖縄返還協定第一条に関連しその一部となる「合意された議事録」が作成され、軍政府民政府布告二七号によって地理範囲が規定されていた。²¹⁾

返還協定は合意に至るまでに紆余曲折を経て、一九六九年一月二二日の佐藤・ニクソン共同声明によって施政権返還合意が実現する。そして、沖縄では復帰準備委員会が設置されるなど準備が整えられる。「共

同宣言」案で争点となったのは、①返還の時期、②施設及び区域の継続使用、③在日米軍について事前協議適用の要求、④日米安保条約の範囲である「極東」条項の問題、⑤沖繩に投下した米国の資産及び財政金額、等々である。そして、一九七一年一月サンクレメントの大統領の別邸において協議が行われ、返還時期が同年五月一日とされた。また、先の日米共同声明ではニクソン大統領の「核抜き」約束と引き換えに、日本側は繊維規制を約束させられている。

尖閣諸島の法的地位は既に、一九五〇年九月四日米軍政府布令二二号「群島組織法」によって規定され、宮古群島の範囲に大正島、八重山群島の範囲に魚釣島、黄尾嶼、北島、南島などを尖閣諸島に含めている²²。返還交渉の中で最も議論を呼んだ争点の一つは、尖閣諸島の国際的な地位の不明確さにあった。日本へ返還される尖閣諸島が琉球列島の一部として沖繩返還協定の対象範囲に含まれると発表されたことが原因であった。尖閣諸島周辺の海底埋蔵資源の調査結果がE C A F Eによって発表されて以降、日本と台湾の間で領有権問題で対立が発生した。最終的には中華人民共和国（中国）との間におい

ても対立が起こってくる。

施政権返還延期論

返還協定合意が成立する直前の一九七一年三月、台湾の周書楷駐米大使は、國務次官マーシャル・グリーン(Marshall Green)を訪ねて口上書を渡し、尖閣諸島の日本への返還に反対した。同年四月、周大使はニクソン大統領に離任の挨拶をした際にも尖閣諸島の主権を主張した。その後、キッシンジャー大統領補佐官と協議、保釣運動（保衛的釣魚台の略で尖閣諸島の領有を主張する運動）に言及し、日本への返還に反対の意を伝えた。その後、台湾はアメリカ国内で留学生を中心として高揚するナショナリズムを抱えつつ、国際社会では、中国の外交勢に対抗しなければならなかった²³。

また、アメリカ政府は沖繩の施政権返還に際しての尖閣諸島の主権が日本にあることを明確にしていなかった。そのため、台湾の周書楷外交部長（その前任は駐米大使）は、マッコノギー(Walter P. McCaughy)駐台大使に対し台湾の国内状況やアメリカ国内への影響を考慮して、沖繩の施政権返還の移行を延期するという案が現実的観点から見て検討に値するとさえ論じている²⁴。

先述、E C A F E (国連東アジア極東経済委員会)の調査結果は、日本、台湾、琉球政府をはじめとして地域諸国に尖閣諸島海底資源開発の可能性に強い関心を招いた。日本はその後、尖閣諸島に定期的に調査団を派遣し、台湾では一九七〇年七月にアメリカの石油会社パシフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘権を認めている。一九七〇年代初頭は沖縄返還協定交渉が本格的に始められる時期に当たり、沖縄返還協定の草案が作成されている。その中でアメリカ側は沖縄返還協定の第一条において対日講和条約第三条の記述にもとづくことが望ましいが、その場合、尖閣諸島問題への言及は避けることとしている。²⁵⁾

沖縄へ施政権が返還されるについては、当時、アメリカ側は台湾との間で尖閣諸島海域の漁業操業問題、中国との間には関係正常化の意図があった。またアメリカ側は実際には、尖閣諸島問題で沖縄返還協定の経済開発担当のケネディ (David M. Kennedy) が返還に反対していた。²⁶⁾ アメリカは日本との間に繊維問題を抱え、尖閣諸島が繊維をめぐって大きな問題になっていた。ケネディが求めた尖閣諸島と繊維の取引がニクソンの外交政策の

より大きな取引の中に包摂されたのである。いわゆる糸と縄(沖縄と繊維問題)の交換と謂われる問題で台湾の要請を利用して繊維問題で取引を行うというものであった。

沖縄返還協定は一九六九年一月の佐藤・ニクソン共同声明及びそれに先立つ日米安保条約を自動的に延長するという路線の選択である。そこで表現される日米関係とくに安全保障の面で日本と極東における役割の質的変化が注目される。新安保条約第六条「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与」するための「施設・区域」の使用が許容され、それに従い協定第三条(2)では沖縄の米軍基地の提供が明文化されている。そこで問題となったのが極東の範囲である。沖縄の米軍基地は返還後も従前通り維持し、その行動は核兵器撤去問題、ベトナム戦争での自由出撃のほか謀略部隊駐留の容認など返還以前と変化はなかった。この謀略部隊は地域的には安保条約にいう「日本および極東」の範囲をこえて西太平洋全域で活動している。²⁷⁾

また、沖縄返還交渉で問題となったのが米軍基地をめぐるアメリカの思惑である。沖縄でみられる軍事的使用

を日本との事前協議なしに返還前と同様に完全使用(排他的統治と同意味で使われる用語)を確保することであった。日本の施政権が沖繩に及ぶのであれば、米軍は全く自由に沖繩の基地を使うことができないのではないかとということがアメリカ側の懸念するところであった。米軍基地の自由使用と維持が返還協定の内容のすべてに関連する事項となっている。これはアメリカの東アジア軍事戦略にとって必須な要件であった。

沖繩の米軍基地はサンフランシスコ講和条約第三条および安保条約第六条に規定され、沖繩返還協定にも第一条施政権の返還、第三条基地の提供が自動的に延長される。これらは安保条約が規定する極東条項であり、アメリカの軍事戦略が西太平洋全域に及ぶものであることを意味する。したがって、問題は日本の安全保障関連において在日米軍の行動の是否が問われるものであった。一方、一九五〇年代末、アメリカ政府が対日政策の転換を図ったとされる国家安全保障会議文書(第五五一六)は、日本が国内的状況に鑑みアメリカの軍事援助に実質的に依存し続けると分析していた。⁽²⁸⁾同時に、「日本は、防衛力増強には低い優先順位しか与えておらず、米国との同

盟と民主国家であることの協調を国益と考えている。それにより国際的重要性と経済が獲得しやすくなり、米国が防衛してくれると期待できるからだ」⁽²⁹⁾防衛面におけるアメリカの支援を基礎にする日本のアメリカへの依存と甘えの姿勢は今、尖閣諸島問題に対するアメリカの曖昧姿勢として表れている。

中国の恒常的な不法侵入

一九七〇年代初頭、尖閣諸島の海底埋蔵資源調査を契機に領有を主張する台湾と中国漁民の不法侵入が相次ぎ、二〇一〇年には中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突する事件すら起している。現在でも中国漁民の不法侵入は冒頭で説明したように連日行われ、中国漁民の尖閣諸島上陸の可能性が予測されている。⁽³⁰⁾そこでの問題は、アメリカ政府の尖閣諸島に対する関与(態度)が明確に表明されないことであろう。他方で日本の安全保障における戦略の不明確さが尖閣諸島領有権の問題解決を困難なものにしている。

先に述べたように、二〇一二年四月石原東京都知事が尖閣諸島三島の購入計画を発表した。これを聞いた中国共産党対外連絡部長王家瑞は、尖閣諸島が中国の「核心

的利益」であると発表する。³¹ 同年七月、野田政権は尖閣諸島「国有化」方針を発表、九月には日本政府が閣議で尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）の国有化を決定する。このように二〇一二年が二〇一一年とは異なる局面に立たされ、中国が尖閣諸島付近の海域を侵犯するのは、実効支配の実績づくりが目的であると発表していた。³²

二〇一二年以降、中国の尖閣諸島海・空域の侵犯は、恒常的に発生している。二〇一二年三月の中国の海洋調査船・尖閣諸島監視船二隻が尖閣諸島沖の日本領海内に侵入したほか、同年一二月領空においても中国海監航空機がはじめて尖閣諸島領空を侵犯した。日本側は自衛隊機八機をスクランブル発進させる事態となった。さらに、二〇一二年の反日騒動の暴力行為よりも重要なのは九月以来、中国の漁船、海洋監視船、漁業監視船が頻繁に日本の領海を侵犯し、一二月には領空侵犯まで始めたことである。近年の主な領海侵犯事件をみると、海上戦力の中国艦艇部隊による太平洋への進出が継続、それに進出経路が多様化していることである。毎年複数回、沖縄本島・宮古島間の海域を通過しているほか、大隅海峡や与那国島と西表島近辺の海域などでも航行が確認されている。

る。このような経路の多様化は、津軽海峡の通過などにも及び、中国は外洋への展開能力を凶っているものと考えられている。³³ これは中国海軍の艦艇部隊による太平洋への進出が高い頻度で継続していることをみても明らかである。このような中国公船による日本領海侵犯は常態化している。³⁴

常態化しているだけでなく、中国公船による日本領海への侵入を企図した運用体制の強化は着実に進んでいる。二〇一五年一二月以降、機関砲とみられる武器を搭載した公船も日本領海に繰り返し侵入するようになってきている。このほか中国が尖閣諸島近海に派遣する公船は、大型化が図られ、日本周辺海域での運用能力も向上しているものとみられている。また、中国海空軍航空機の日本領海における活動も活発化し、軍用機の種類も多様化している。早期警戒機（Y-8）、爆撃機（H-6k）、戦闘機（SU-30）等、さらに飛行形態も変化してきている。中国は尖閣諸島をあたかも中国の領土であるかのような形で「東シナ海防空識別圏」を設定し、中国国防部の定める関連の規制に従わない場合は中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨を発表した。³⁵ 同時に、有事を想

定した中国軍の訓練も頻発している。二〇一九年五月、中国軍のJH7戦闘爆撃機が尖閣周辺で、近くを航行する海自艦艇二隻を標的に見たてた訓練を実施している。

自衛隊の南西諸島への配備・強化

こうした状況に危機感を強める日本政府は、海上保安庁の二〇一九年度予算案にヘリコプター搭載型大型巡視船二隻の建造費を計上、警備体制の拡充を進めている。沖縄の施政権返還にともない自衛隊の基本的任務に質的变化が生じていることに注目をせざるを得ない。七〇年代における自衛隊の基本的任務は、「専守防衛」からアメリカの軍事戦略に沿った新たな「戦術的攻撃」に移った点にある。具体的には、自衛隊による米軍の肩代わりが進行し、自衛隊がアメリカの極東戦略体制の中で密接かつ有機的に組み込まれて行くことを意味する。尖閣諸島海域へは依然、中国船舶の挑発的な派遣が継続しており、二〇一八年一〇月ペンス副大統領は、対中政策演説で尖閣問題に触れ、「日本の施政権下の尖閣海域に六〇日連続で船を送った」と非難した³⁶。

現在、石垣島・宮古島では陸上自衛隊の配備計画が進んでおり、二〇二〇年度予算案は、石垣・宮古など南西

警備部隊の関連費二二八億円を計上した。これには隊庁舎や体育館建設工事が予定され、同基地には五〇〇～六〇〇人の警備部隊やミサイル部隊の配備が予定されている³⁷。この石垣島の陸上自衛隊の配備計画は、二〇一九年度予算から倍増の一九一億円を計上、石垣市議会では市有地売却議案に対する反対が相次いだ。市有地売却議案は、防衛省に市有地一三・六ヘクタールの売却とともに市有地八・八ヘクタールの貸付議案を賛成多数で可決した。これについては、「市住民投票を求める会」が有権者の四割に当たる一万筆余りの署名を集め、自衛隊の配備計画の賛否を問う住民投票を求めたが市議会は否決した。また、同会は市を相手に、自治基本条例に基づいた住民投票の実施義務付けを求める訴訟を起こし、現在係争中であり、議論をよんでいる。

宮古市では陸上自衛隊が発足しており、陸上自衛隊の弾薬庫建設工事が進む保良鉦山地区の構内道路などの整備費用で一八億円を盛り込んでいる。陸上自衛隊宮古島駐屯地には、新たに中距離地对空誘導弾(ミサイル)部隊と地对艦誘導弾部隊などが所属する第七高射特科群が配備されることも知られている。同駐屯地に配備され

る隊員は約三五〇人、警備部隊と合わせ約七五〇人規模になる。³⁸⁾ また、尖閣諸島に最も近い与那国島には、沿岸監視隊約一六〇人がすでに配備を済ませている。

一方、海上保安庁の二〇二〇年度予算は、前年度から約七六億円増の総額二二五三億八七〇〇万円を計上した。³⁹⁾ 沖縄関係で尖閣諸島の警備体制強化など二〇八億二千万円を計上した。これには海上保安庁保有で最大級(六五〇〇トン)の船舶二隻を含む、ヘリコプター搭載型巡視船四隻の整備で一八億二千万円を盛り込んでいゝる。これには宮古・八重山などの棧橋や岸壁などの拠点整備を要し、沖縄を含め全国的な監視体制の強化が新規項目にあげられている。

(3) アメリカ政府の曖昧姿勢

尖閣問題の争点化

先述、一九六九年五月国連アジア極東経済委員会(EECAFE)の海底調査報告書を契機に尖閣諸島周辺海域では台湾(中華民国政府)、中国(中華人民共和国)、日本という三國絡みの領有権争いが発生、尖閣問題が一

挙に争点化した。つまり、尖閣海域の海底埋蔵石油・ガス田をめぐる争いであり、自国の領海を両中国の大陸棚自然延長説と日本の引く中間線の対立である。領海とは一般に、国家の領有する海域のことで主権を有する部分である。他に、いずれの国家も領有できず支配権も及ぼし得ない海域(公海)および領海と公海の間にあつて国家は、領有できないが支配権を及ぼしうる海域(排他的経済水域、Exclusive Economic Zone: EEZ)に区分される。

日本は一九九六年国連海洋法条約批准とともに領海については直線基線を採用し、同時に排他的経済水域も設定した。日本の領海は、これに基づいて基線から一二海里、二〇〇海里の幅員をもつ海域と定め、日本の主権、漁業管轄権を及ぼすことを定めた。国連海洋法条約⁴⁰⁾は、さらに領海外側に一二海里、つまり沿岸から二四海里までの带状海域を接続水域とすることも決めた。接続水域は、沿岸国家が通関、財政、出入国管理、衛生等四つの面で管理するために利用する海域であり、これらの法令違反に限って、沿岸国家は不審船を拿捕し、処罰する権利をもっている。さらに、国連海洋法条約は大陸棚につ

いても言及、それによると二〇〇海里を超えても、大陸棚が続くという条件（大陸棚自然延長説）を満たせば、その先最大三五〇海里まで、排他的経済水域（EEZ）の権利を認めると規定している。

そこで中国側（両中国政府）は、大陸棚条約（一九五八年採択、六六年発効）の大陸棚自然延長説の考えに立ち、大陸から張り出した大陸棚はすべて大陸国家の排他的経済水域（EEZ）になるという国内法「専管区域及び大陸棚に関する法律」（一九九八年発効）を作った。中国側は中国大陸からせり出した東シナ海の大大陸棚のすべてを両中国の排他的経済水域（EEZ）であると主張する。そこには沖縄・南西諸島の北側にある沖縄トラフまで大陸棚に含められるとしている。

他方、日本は国連海洋法条約で沖合二〇〇海里まで排他的経済水域（EEZ）を主張出来るようになったことから、これを東シナ海の排他的経済水域の線引きに利用し、「距岸距離説」⁴¹を採用、外国との二〇〇海里経済水域が重なり合う場合は中間線を引き、大陸棚の排他的経済水域についても中間線方式を取ることとしている。実際には、日中両国の二〇〇海里はかなりの部分で重なり

合ってしまったので、日本側は国内法に基づき、東シナ海に中間線（日中中間線）を引いたのである。⁴²また、日本側は尖閣諸島を日本の領土に含めて中間線を引くが、中国側はこれを全く認めていない。ここで尖閣諸島の領有問題は、東シナ海の排他的経済水域にかかわる大きな問題となった。

日本の尖閣諸島領有に対する中国の反発

尖閣諸島の領有権争いは、すでに説明したように、一九七〇年代以降、その経緯から返還前の琉球政府、日本、台湾等々の地域諸国が尖閣諸島の資源開発に強い関心を示すようになったことが原因である。七〇年代初期には中国政府はまだ具体的な行動を伴う関与の意図を示していない。海底資源の埋蔵可能性が明らかになって以降、沖縄や台湾では多くの採掘許可申請が出され、日本は尖閣諸島に定期の調査団を派遣し、台湾はアメリカのパシフィック・ガルフ社に尖閣諸島周辺の探査・採掘権を認めている。このような状況を受けて、尖閣諸島周辺海域では台湾、中国漁船の不法侵入が相次ぎ、尖閣上陸や台湾国旗の掲揚事件等が発生する要因を作った。

本土中国が尖閣問題に直接関与してくるのは一九九二

年二月、中国第七期全国人民代表大会常務委員会第二四回会議で「中華人民共和國領海及び隣接区域法」が「台湾及びその釣魚島を含む付属諸島は中華人民共和國に属する島嶼である」と明文化されたことに始まる。これは中国が尖閣諸島に対する領有の意志と立場を一步顕在化させたことを意味する。そして、二〇一〇年に至り、中国漁船が海上保安庁の巡視船と衝突するという事件が起きる。時を経ずして中国本土では反日デモ騒動などが頻発し、武力衝突の危険性ははらんだまま推移することになる。魚釣島には一九七六年に建造された灯台があるが、七七年七月に北小島に第二の灯台が建設され、台風で傾いたこの灯台の修復のために、同年九月政治結社日本青年社の五名が上陸した。これがマスコミに報道されるに依じて、香港、中国本土、台湾での抗議行動が急速に増えていく。⁽⁴³⁾

このような中国の反発は一九九〇年代の経済的發展や愛国主義教育の強化を背景に、第二次世界大戦中に日本が中国大陸で犯した数々の問題について損害賠償を請求するなどの民間の運動が生まれ、その反日活動の一環として領土問題に多くの国民が注目し始める。一方、台湾

の尖閣諸島領有問題への関与のきっかけは一九七〇年代当初のアメリカ国内における台湾留學生の騒動で始まった。これは沖縄の施政権返還により、尖閣諸島の帰属が沖縄諸島とともにアメリカから日本への返還が決まったことがきっかけになった。こうした運動は台湾における尖閣問題についても愛国主義（ナショナリズム）の高揚をもたらし、一九九一年台北県の議會議員四人が魚釣島に上陸、五星紅旗と台湾の国旗青天白日滿地紅旗が掲げられる事件も起きる。⁽⁴⁴⁾ この沿岸三国の領有権争いは、沖縄返還協定の合意におけるアメリカ政府の立場が明確にされなかったことが原因となった。アメリカの尖閣問題に対する曖昧な姿勢は、この問題に限らず、占領期を通してアメリカの沖縄統治に常に通底するアメリカの横柄な態度と政策の延長線上にある。その説明の前に、沖縄返還協定におけるアメリカの中立な立場の論拠となった「主権」と「施政権」の違いを簡単にみておこう。

「主権」と「施政権」

尖閣諸島は一九七一年に署名された沖縄返還協定において日本に施政権が返還された地域に含まれている。これに対する中国側の反発はすでに見たように、沖縄返還

協定で魚釣島（中国の呼称は釣魚島）などの島嶼を返還地域に組み込んだことは不法なことであり、中国の同島嶼に対する領土主権を変えるものではないというもので、台湾も反対の意向では同じである。このように中国側と日本の主張が真つ向から対立するのに対して、尖閣の領有権をめぐる紛争が発生した際のアメリカの立場、「この問題は当事国間で解決されるべき問題」として、中立の立場をとることを表明する⁴⁵。

国務省法律顧問チャールズ・シュミッツ (Charles A. Schmitz) が尖閣諸島の領有権について琉球列島米国民政府に問い合わせたところ、「尖閣諸島はアメリカの施政権が及ぶ範囲に含まれている」と答えている。ただここで注意すべきは、シュミッツの報告した領域は主権ではなく、施政権の及ぶ範囲だということである。シュミッツは続けて、「日本の主権に対し、我々がまるで支持を表明しているかのように台湾やその他の国々から捉えられてしまう可能性があった⁴⁶。」アメリカは最終的主権に関して、決断を下す役割を担うべきではないという認識であり、主権は深刻な問題であって、国際司法裁判所が担うべき問題であるという。

「主権」と「施政権」の違いをやや抽象的にいうと、施政権には「所有権 (ownership)」あるいは「管理 (custody)」、「運営 (operations)」の意味がある。施政権の下では、平和維持、警察の指揮、税金の徴収、道路の建設などが行われる。一方、主権とは国際法における用語で「最高権力を有する」という意味になる。なお、サンフランシスコ講和条約あるいは沖繩返還協定における「潜在的な主権」は、正確な意味を持つ法的な用語ではなく、アメリカの沖繩占領当時、将来、条件が整えば再び日本の行政下に置かれると言及することによって、アメリカが沖繩の領土を所有する意図がないことの表明であり、ジョン・フォスター・ダレスによって考案された政治用語だという。仮に、サンフランシスコ講和条約締結時に、日本とアメリカの間に実効性のある取決めが結ばれ、そこで沖繩の基地存続と主権、施政権をもとに認めなければ、日本が沖繩を保有することは可能であったかもしれない。したがって、潜在主権はあくまで口頭による当時のアメリカの見解の表明であり、調印した条約のように法的拘束力のある国際合意ではなかった⁴⁷。

アメリカ政府の中立政策の意向が初めて明確に述べら

れたのは、沖縄返還を間近に控えた一九七〇年二月、マクエルロイからシュミッツ宛の書簡においてである。ちなみにシュミッツは沖縄返還協定の交渉チームの一員であり、マクエルロイ (Howard M. McElroy) は国務省東アジア太平洋局日本部に勤め、エリクソン日本部長を補佐して沖縄返還交渉に取り組んでいた。そのマクエルロイの書簡の中に、沖縄返還協定の草案に対する日本部の見解が示された箇所があり、「第一条…対日講和条約第三條で使用された記述に従うことが好ましい。ただし、尖閣問題への言及はさけることとする」⁽⁴⁸⁾と述べられている。

米軍駐留の正当化—米軍訓練区域の設定

沖縄返還構想においてアメリカが沖縄に見出した価値は、唯一自由に使用できる基地の存在である。そのために、日本の防衛努力を支援し、他方でアメリカの政策に対する日本の「肩代わり」を期待した。アメリカ政府の東アジア戦略には当然、軍事の「要石」としての沖縄の地政学的要件が大きく作用した。アメリカ政府が尖閣諸島の領有権について中立の立場をとった背景には、中国と台湾に対する政治的配慮のほかに、米軍の沖縄駐留

を正当化しようとする意図があったものと思われる。尖閣諸島等沖縄近辺に領土係争が存在すれば、その意図は正当化されるのである。⁽⁴⁹⁾

ニクソン政権の米中和解と米中関係正常化への動きおよび一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明では日本の安全保障と台湾の安全を結びつけた台湾条項を組み込んだ。つまり、同政権は日本に向けては中国の脅威を強調し、他方で中国に対しては軍国主義の復活という日本の脅威を全面に掲げ、米軍の沖縄駐留、日本本土駐留を日中相互に承認される構図を巧みにつくり出したのである。すなわち、アメリカ政府の曖昧戦略は、日中間に領土問題という絶えざる紛争の火種を残し、米軍の沖縄駐留を正当化するという、いわゆるオフショア・balancing (offshore balancing) 戦略の一つの典型例である。⁽⁵⁰⁾

一九五五年アメリカ海軍は久場島を射撃場にし、翌五六年には大正島を砲撃演習場に指定するなど、沖縄本島と同様、軍事的に利用していた。アメリカ政府はその際、尖閣諸島海域について別の問題で関心を持っていた。それは沖縄返還後も赤尾嶼と黄尾嶼を射撃訓練区域に指定し継続使用するとした米軍の計画への日本政府と日本

のメディアがそれにどう反応するかという点であった。アメリカ政府は尖閣の領有問題にかかわらずという立場をとっているものの、射撃訓練を維持したいという計画が日本の尖閣諸島領有権の支持につながることになり、同時にアメリカが日本の立場を支援するという構図になるのは明らかであった。

これらの射撃訓練区域は沖縄返還後、日米地位協定にもとづき提供される施設および区域のリストに含まれている。このリストはアメリカが日本側に提供したもので日米合同委員会⁵¹での承認が必要であった。日本政府は米軍による射撃訓練区域の継続使用を日本の領有権の主張に対するアメリカ側による支持と解釈していたが、そのことをアメリカ政府は懸念していた。結局、アメリカ政府はこの点を踏まえて一九七〇年代末までに尖閣の射撃訓練区域の使用を停止することを決定している。尖閣諸島は単なる岩と小さな島ではなく、アメリカの東アジア軍事戦略にとつてきわめて重要な場所に位置している。⁵²仮に、もしここが中国の実効支配下に入り、中国軍がレーダー基地を設置でもすれば、アメリカ軍の展開能力は大幅に削がれ、逆に中国軍の展開能力は大きく向上、

沖縄本島は容易に戦略（戦術）目標になる。そうなると、米軍の沖縄駐留が難しくなる恐れが生じる。

繰り返しになるが、本章の叙述目的はアメリカが尖閣諸島の帰属問題に対して中立の立場を表明、曖昧な姿勢に終始したことの理由、背景の検討である。それにはまず同盟関係にある中華民国（台湾）への融和策があり、次いで中国本土との関係正常化を企図し、ニクソン訪中を控えて米中関係の進展が大きく影響したものと思われる。日中関係では尖閣問題の棚上げのもとで日中平和友好条約締結交渉がすすんでいた。そして、そこにおけるアメリカの意図（本音）は西太平洋における安全保障及び東アジア軍事戦略のみにあり、ただ三国絡みの軍事衝突に巻き込まれるのを避けたいというものであった。

つまり、アメリカは将来想定される日中間の領有権争いに巻き込まれなくなかったからである。歴史的経緯がどうであろうと、管理国としてただ単に本来の日本の施政権を返還しただけだということである。この巧みな立場によって、三つの当事国に嫌われることなく、その後何年も続きそうな論議に不関与の立場をとることを保証されることになったのである。

注

(1) 芦田健太郎「日本の領土」中央公論社、二〇一〇年
一二月二〇日、一五七頁

尖閣諸島の領有権は沖繩返還交渉と密接に結びついている。クリティカル・デート (critical date 決定的期日) は、一九七一年六月一七日沖繩返還協定調印の前後に設定されている。その前日までの事実は国際裁判所によって証拠として援用され得るが、それ以後のものは審査の対象とならないので、証拠許容限界期日とも訳される。

(2) 直近では、二〇二〇年三月二二日中国海警局の船四隻が尖閣諸島周辺の領海外側にある接続水域を航行しているのが海上保安庁の巡視船によって確認されている。また、一月一五日石垣市主催で「尖閣諸島開拓の日」式典が開催されたが、市長の式辞で昨年 (二〇一九年) の中国公船による領海侵入がのべ一二六隻、接続水域での確認日数が二八二日であることが報告されている。(「沖繩タイムス」三月二二日)

(3) 加藤信勝、加瀬英明「中国はなぜ尖閣を取りに来るのか」自由社、平成二三年 (二〇一〇年) 一二月一日、
一二〜七〇頁

尖閣諸島沖の衝突事件は、事件の発生から船長逮捕、日本の対処に対する中国の反応と強烈な報復措置の発効、そして船長の釈放までを時系列的に検証している。

(4) 西牟田靖「ニッポンの国境」光文社新書、二〇一一年七月、一九九〜二〇〇頁

日本の強硬な手段に中国はすぐに反応、矢継ぎ早な対抗策に出る。一日、中国は対抗手段としてガス田に関して交渉中止を発表、一九日、閣僚級の交流中止の発表、二三日には日本のメーカー社員を軍事管理地域に侵入したとして拘束、同日、レアアースの対日輸出停止が判明する。

(5) 横山宏章、王雲海「対論！ 日本と中国の領土問題」集英社新書、二〇一三年一月、一八頁

(6) 25 December 1953, Civil Administration Proclamation No27, Geographic Boundaries of the Ryukyu Islands

米国民政府布告二七号に先立って、一九四六年五月一日、海軍軍政府から沖繩諸島の知事に向け、先島諸島の統治領域について指令が発せられている。また、一九五二年二月二九日、米国民政府布告六八号は琉球政府の食料供給に際して管轄地理的領海区域を経緯度により指定している。そして、一九五三年一二月米国民政府布告二七号は、第一項で琉球列島の地理的境界をつぎのように規定している。

	North Latitude	124° 40'	East Latitude
28°	(北緯、以下同)		(東経、以下同)
24°	〃	132°	〃
24°	〃	133°	〃
27°	〃	131° 50'	〃
27°	〃	128° 18'	〃
28°	〃	128° 18'	〃

thence to the point of origin

- (7) 琉球列島の地理的境界については、民政府布告六八八号「琉球政府章典」(Provisions of the Government of the Ryukyu Islands) 後述の民政府布令二二二号「群島組織法」(The Concerning of the Organization of the Gunto Government) 一九五〇年八月民政府布令一二五号「琉球列島出入国管理令」(Control of Entry and Exit of the Individuals into and from Ryukyu Islands) 一九五四年二月、等で規定。
- (8) 矢吹晋「尖閣問題の核心」花伝社、二〇一三年一月二五日、四八頁(資料6 カイロ宣言)
- (9) 緑間栄「尖閣列島」ひるぎ社、一九八四年三月一日、一〇九頁
- 沖繩諸島の地理的境界(管轄区域)については、米国民政府の一連の布告及び布令の中で明らかにされている。
- (10) 斎藤道彦「日本人のための尖閣諸島史」双葉新書

- 二〇一四年一月一九日、一五六頁
- (11) 山田吉彦「日本の国境」新潮新書、二〇〇五年二月二〇日、二〇〇～二二頁
- (12) 豊下櫛彦『尖閣問題』とは何か」岩波書店、二〇一二年一月一六日、六二～六七頁
- 尖閣諸島の領有権問題で「中立の立場」を採るというアメリカの「あいまい」戦略は、日中間に領土問題という絶えざる紛争の火種を残し、米軍のプレゼンスを正當化する、いわゆる「オフショア・balancing」(offshore balancing) 戦略の一つの典型例である。この戦略は、現在の対ロシアの北方領土紛争にもみられる。
- (13) Robert D. Eldridge “The Origins of U.S. Policy in the East China Sea islands Dispute: Okinawa’s Reversion and the Senkaku Islands” Routledge, 2014 (吉田真吾、中島琢磨訳「尖閣問題の起源」、名古屋大学出版会、二〇一五年四月二五日、四頁)
- (14) 緑間栄「沖繩返還交渉史」、一九五三年『南島文化』第五号、沖繩国際大学南島文化研究所
- (15) ロバート・エルドリッチ邦訳、前掲書、四～六頁
- (16) ロバート・エルドリッチ、「オキナワ論」新潮社、二〇一六年一月二〇日、三七頁
- (17) 我部政明「日米関係のなかの沖繩」三一書房、一九九六年八月二二日、一七四頁
- (18) Executive Order 10713, June 5, 1957, “Providing for

Administration of the Ryukyu Islands”のアイゼンハワー大統領の「琉球列島行政令」は、一五項にわたって規定され、冒頭では対日平和条約第三条にもとづき領海を含め領土に関して行政・立法・司法の権限のすべて及び一部を合衆国が行使することを表明する。第八項で、琉球政府行政主席が立法機関代表との協議の後、高等弁務官により任命されるとなっている。

(19) ロバート・D エルドリッチ、前掲書「尖閣問題の起源」、一一八～一一九頁

沖縄の返還は、交渉の過程でアメリカ側交渉チーム駐日首席公使のスナイダー (Richard L. Snider) とシュミッツ (Charles A. Schmitz) の間で意見の不一致があった。沖縄返還はアメリカ側交渉チームの間で奄美諸島や小笠原諸島の返還プロセスのように二国間の行政協定によるか、正式な条約によるかで議論があった。結局、シュミッツの主張する条約案が選択され、国務省は小笠原返還の前例が適用される法律論をとるべきではなく、上院に承認を求めべきだと論じた。

(20) 緑間栄、前掲論文、一六頁

ベトナム戦争のエスカレーションにつれて、アメリカの北ベトナム爆撃が開始 (一九六五年以降) され、在沖米軍基地はベトナム戦争遂行の前進中継基地、兵站部の物資集積所及び訓練場としての役割を果たしていた。とりわけ、嘉手納空軍基地には大型給油機KC135が配備さ

れ一九六八年二月以降、B52が常駐するようになりベトナム向け、直接発進していった。このような状況のなかでB52撤去、日本復帰運動 (沖縄返還運動) が高まり主席公選運動等へと高揚していく。

(21) ロバート・エルドリッチ、前掲書、三二〇頁、資料2「合意された議事録」

(22) “MG.Ordinance Number 22, The Law Concerning the Organization of the Gunto Governments,”

同布告は一八一条に及ぶもので、群島政府の地理範囲、行政管轄区域、住民の権限及び義務と責任、群島知事・副知事の任命と罷免、選挙管理委員会、立法、司法・裁判制度、保健衛生、労働・福祉、警察組織と警察長官の任務、歳入と予算、基金制度、地方自治等々、多岐にわたっている。その第一条c、dで宮古郡島と八重山群島の小島境界が緯度経度で指定されている。

(23) ロバート・エルドリッチ、前掲書、一五五～一五八頁

塩田純「尖閣諸島と日中外交」講談社、二〇一七年四月一三日、九五～九六頁

(24) ロバート・エルドリッチ、同書、一七五～一七六頁

アメリカ国務省は中華民国 (台湾) 政府に対して、アメリカが尖閣諸島を日本に返還することを公式に伝えていた。それを受けアメリカ各地で台湾留學生のデモ騒動が拡大し、沖縄返還の妥当性が問題視されるようになる。

アメリカで暮らす中国人の間では日本製品のボイコットを含め、反日感情とともに反米感情の高まりが予想された。

(25) 同書、一二四頁

(26) 同書、一八一～一八九頁

ケネディは一九六九年一月から七一年一月、財務長官を務めた後、無任所の大使に任命されていた。ニクソン大統領は当時、日本との間に繊維問題を抱えており、ケネディ大使の提案は台湾の協力を得るため繊維問題で取引を行い、引き換えに尖閣諸島の日本への引渡しを拒否しようとするものであった。当時、台湾は日本と同様、アメリカとの間で繊維製品の対米輸出規制の問題があった。同時に、台湾には特定先端技術軍事製品（F-4戦闘機）の提供が強調されていた。台湾側はこの問題を解決する方法が沖縄返還協定にもとづく尖閣諸島を日本の施政権下に移すことを取りやめることだと確信していた。

(27) 日本評論社「法律時報」一〇月号、昭和四六年九月二八日、臨時増刊（沖縄協定）

沖縄返還協定は沖縄にあるアメリカの極東向けの戦略的謀略放送VOA (Voice of America, アメリカ国務省が行う世界各局向け海外放送で、一九四二年発足。海外一か所にある海外中継基地の一つ)の存続をみとめているし、台湾との軍事海底ケーブルの存在も明らかに

なっている。その他、アメリカの極東戦略実施のための特殊部隊がある。陸軍アジア特殊活動軍第一特殊部隊（グリーンベラー）、空軍第三六七戦略航空団（SR 71戦略偵察機、KC 135給油機）、海兵隊第三水陸両用部隊（キャンプ・コートニー）、陸軍第七心理作戦部隊（牧港）、陸軍混成サーブिस・グループ、陸軍太平洋情報学校（ズケラン）、等々である。返還協定では、これら諸部隊の取り扱いについては、一切ふれられていない。

(28) 我部政明「日米安保を考え直す」講談社現代新書、二〇〇二年五月二〇日、一二二頁

(29) 同書、一二三頁

(30) 「沖縄タイムス」二〇二〇年五月一日、地元紙には最直近の五月九日に領海侵入した中国海警局の船二隻が領海外側の接続水域に出たと報じている。中国公船は八日にも一時侵入し、尖閣周辺での領海侵入は三日連続、今年一〇回目。第一管区海上保安本部は、一〇日接続水域でも中国海警局の別の船二隻を確認している。

(31) 斎藤道彦「尖閣問題総論」創英社／三省堂書店、二〇一四年三月一〇日、九二頁

(32) 同書、八九頁

(33) 同書、一一八頁

(34) 平成二九年版「防衛白書」、一一八頁
中国の海上法執行機関所属の公船には中国国務院公安

部「海警」、国土資源部国家海洋局「海監」、農業部漁業局「漁政」、交通運輸部海事局「海巡」などがあげられる。二〇一三年三月、「海巡」を除くこれら四つの機関を統合し、新たに国家海洋局として再編、「中国海警」（「海警」）の名称により実施方針が決定され、同年七月、中国海警局が正式に発足した。但し、「海警」は二〇一八年軍最高指導機関の中央軍事委員会の指揮下にある武装警察に編入された。トップに海軍少将が就き「第二海軍」とも呼ばれる。

(35) 同書、一二三頁

(36) 「沖繩タイムス」二〇一九年一〇月二六日

(37) 「沖繩タイムス」二〇一九年二月二日

(38) 「沖繩タイムス」二〇二〇年三月二四日

(39) 「沖繩タイムス」二〇一九年二月二日

(40) 芦田健太郎、前掲書、二一九～二〇頁

国際連合は一九五八年、第1次国連海洋法会議を開催し、いわゆる領海条約、公海条約、漁業保存条約、大陸棚条約四つの海洋法条約を採択した。前二者が慣習法の法典化であり、後二者が新事態に対応する新国際立法であった。しかし、漁業上の利害対立で領海の幅を決めることができず、六〇年の第二次国連海洋法会議も失敗に終わった。その後、一九六八年国連海底平和利用委員会が設けられるなど海洋法の全面的な見直しが始まり、二〇〇海里領海、領海外の排他的経済水域などが提案さ

れた。これらを背景に多くの国が二〇〇海里経済水域法や二〇〇海里漁業水域法という名の国内立法を作った。こうして、第三次国連海洋法会議における紆余曲折した議論を経て、一九八二年に国連海洋法条約が成立した。

(41) 日暮高則「沖繩を狙う中国の野心」祥伝社、二〇〇七年一月五日、五七～五八頁

日本は一九九六年国連海洋法条約を批准したのを受けて国内法（海洋法）二〇〇海里説、（距岸距離説）を採用、その年の六月に「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を制定した。

(42) 孫崎亨「日本の国境問題」ちくま書房、二〇一一年五月一〇日、八四～八五頁

(43) ロバート・エルドリッチ、前掲書、九一～九五頁

一九七〇年九月二日、中華民国の国粋主義者たちが台湾水産試験場の船で魚釣島に上陸し中華民国旗、いわゆる青天白日滿地紅旗を立てた。さらに彼らは、旗ポールの土台の岩石に「万歳蒋介石」など国府を支持する文言を記した。その後、米国民政府から指示された琉球政府は、中華民国国旗を回収し、その時周辺にいた台湾船にこの海域から退去するよう警告を発し、写真を撮影している。回収された国旗は石垣島から那覇に移送され、屋良主席のもとに届けられた。また、撤去した国旗の保管に問題が生じるが、台湾国旗は駐台アメリカ大使館の

トーマス参事官から外交部雷愛玲北美司副司長に手渡された。その後、尖閣諸島に中華民国国旗を掲げようという試みは何度もあり直近では二〇一二年四月に起きている。

(44) 同書、一二八～一二九頁

ニクソン政権の国務省報道官マックロスキー (Robert M. McCoskey) が一九七〇年、記者会見でアメリカの立場について質問を受けた時に答えたもので、アメリカはあくまで中立の立場を保持するということであった。アメリカの中立の立場はその後、何度も繰り返し表明されている。

(45) 塩田純、前掲書「尖閣諸島と日中外交」、八三～九一頁

(46) Robert D. Eldridge, "The Origins of the Okinawa in Postwar US-Japan Relations, 1945-1952, Garland Publishing, Inc. pp214～215

(47) 塩田純、前掲書、八八頁

(48) Robert D. Eldridge, *Ibid.*, p-124

(49) 原貴美恵「サンフランシスコ条約の盲点」、溪水社、二〇〇五年一〇日、二七八～二七九頁

(50) 豊下櫛彦、前掲書、六三頁

(51) 「米軍の施設・区域の提供および返還の決定、民事・刑事事件に関する事故対策、電波周波数、電波障害問題、気象、航空機騒音対策、など日米地位協定に関して協議

することを任務とする組織」(沖縄大百科事典、下一一七頁)。日本政府とアメリカ政府間の安全保障、防衛問題をめぐる協議機関である。日本国代表は外務省北米局長、米国代表は在日米軍司令部参謀長で構成され、それぞれ複数の代理代表および職員団をともなう。沖縄との関係でいうと、米軍基地と関連した多くの問題、例えば、軍事演習による被害の問題、基地の返還や返還後の跡地利用の問題、基地の存在によって阻害される地域開発の問題等々多岐にわたる。合同委員会の発足時期は日米地位協定締結の時期と一致しない。日米地位協定に法的根拠をもつが、その発足は連合軍占領時代の末期までさかのぼる組織である。

(52) Robert D. Eldridge, *Ibid.*, p-232

ジョン・ステュアート・ミル

『代議制統治論』 自筆草稿

——第8章と第9章（翻刻）——

川 又 祐
吉 野 篤
荒 井 祐 介
トーマス・ロックリー

日本大学図書館法学部分館（法学部図書館）は、ジョン・ステュアート・ミル（John Stuart Mill, 1806-1873）の『代議制統治論』自筆草稿を所蔵している。私たち著者は、前稿に引き続き、本草稿の翻刻に取り組んでいる。本稿で翻刻されるのは、『代議制統治論』第8章と第9章である。

翻刻に際して、翻刻文に下線が引かれているものは、ミル本人によって下線が引かれていることを表している。翻刻文に二重の下線が引かれているものは、私たちが翻刻できなかったものを、灰色に着色されているものは、いまだその翻刻に確信が持てないものを表している。（ ）で示された部分はミルによるもの、[]で示された部分は、筆者たちが補ったものである。

凡例

- 下 線：ミル本人によって引かれた線
- 二重下線：筆者たちが翻刻できなかった単語
- 灰色部分：翻刻に確信が持てない単語
- （ ）：ミル本人が記したもの
- []：筆者たちが補ったもの

Bibliography : [Considerations on Representative Government]. [s.l.] : [s.n.]. [1860]. Untitled autograph manuscript. 228 leaves in 11 [A to K] quires. A quire: 24 leaves, B quire: 24 leaves, C to J quire: each 20 leaves, K quire: 20 leaves (7 leaves blank).

私たちのこれまでの翻刻結果、および原典と草稿との対照は、以下の表のとおりである。

表1 掲載誌／Journals

Preface	「ジョン・ステュアート・ミル『代議政治論』自筆草稿——序言と第1章（翻刻）——」 『法学紀要』60巻、2019年 John Stuart Mill’s Autographed Draft Manuscript “Considerations on Representative Government.” Transcription of Preface and Chapter 1. <i>HŌGAKU KIYŌ</i> . Vol. 60. 2019. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/bulletin/bulletin_60.html
[Ch. 1] To what extent forms of government are a matter of choice	
[Ch. 2] The Criterion of a good Form of Government	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿——第2章と第3章（翻刻）——」 『政経研究』56巻4号、2020年
[Ch. 3] That the ideally best form of government is representative government	John Stuart Mill’s Autographed Draft Manuscript “Considerations on Representative Government.” Transcription of Chapter 2 and 3. <i>SEIKEI KENKYŪ</i> . Vol. 56(4). 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_56_4.html
[Ch. 4] To what society representative government is inapplicable	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿——第4章と第5章（翻刻）——」 『政経研究』57巻1号、2020年
[Ch. 5] What are the proper functions of representative bodies	John Stuart Mill’s Autographed Draft Manuscript “Considerations on Representative Government.” A Transcription of Chapter 4 and 5. <i>SEIKEI KENKYŪ</i> . Vol. 57(1). 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_57_1.html
[Ch. 6] Of the Infirmities & dangers to which representative government is liable	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿——第6章と第7章（翻刻）——」 『政経研究』57巻2号、2020年
[Ch. 7] Of True & False Democracy; the representation of all, & the representation of the majority only	John Stuart Mill’s Autographed Draft Manuscript “Considerations on Representative Government.” A Transcription of Chapter 6 and 7. <i>SEIKEI KENKYŪ</i> . Vol. 57(2). 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_57_2.html
[Ch. 8] Of the extension of the suffrage	「ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿——第8章と第9章（翻刻）——」 『政経研究』57巻3号、2020年
[Ch. 9] Should there be two stages of election ?	John Stuart Mill’s Autographed Draft Manuscript “Considerations on Representative Government.” A Transcription of Chapter 8 and 9. <i>SEIKEI KENKYŪ</i> . Vol. 57(3). 2020.

[Ch. 16] Of Nationality, as connected with Representative Government	「ジョン・ステュアート・ミル『代議政治論』自筆草稿——第16、17、18章（翻刻）——」 『法学紀要』61巻、2020年
[Ch. 17] Of the government of dependencies by a free state	John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." Transcription of Chapter 16, 17 and 18. <i>HÖGAKU KIYŌ</i> . Vol. 61. 2020. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/bulletin/bulletin_61.html
[Ch. 18] Of Federal Representative Governments	
川又祐「J.S. ミル『代議政治論』自筆草稿（日本大学法学部図書館所蔵）について」『政経研究』52巻2号、2015年 Kawamata. H. "John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript Considerations on Representative Government in the Nihon University College of Law Library." <i>SEIKEI KENKYŪ</i> . Vol. 52(2). 2015. https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/political/political_52_2.html	

表2 ミル『代議制統治論』対照表／A comparison between the manuscript and the first edition of *Considerations*

帖・紙葉	自筆草稿章題	原典初版章題
A_002-013	To what extent forms of government are a matter of choice.	Ch.1. TO WHAT EXTENT FORMS OF GOVERNMENT ARE A MATTER OF CHOICE.
A_014-024～ B_001-008	The Criterion of a good Form of Government	Ch.2. THE CRITERION OF A GOOD FORM OF GOVERNMENT.
B_009-022	That the ideally best form of government is representative government	Ch.3. THAT THE IDEALLY BEST FORM OF GOVERNMENT IS REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
B_023-024～ C_001-009	To what societies representative government is inapplicable	Ch.4. UNDER WHAT SOCIAL CONDITIONS REPRESENTATIVE GOVERNMENT IS INAPPLICABLE.
C_010-020～ D_001-002	What are the proper functions of representative bodies	Ch.5. OF THE PROPER FUNCTIONS OF REPRESENTATIVE BODIES.
D_003-018	Of the infirmities & dangers to which representative government is liable.	Ch.6. OF THE INFIRMITIES AND DANGERS TO WHICH REPRESENTATIVE GOVERNMENT IS LIABLE.
D_019-020～ E_001-013	Of True & False Democracy; the representation of all, & the representation of the majority only.	Ch.7. OF TRUE AND FALSE DEMOCRACY; REPRESENTATION OF ALL, AND REPRESENTATION OF THE MAJORITY ONLY.
E_014-020～ F_001-011	Of the extension of the suffrage.	Ch.8. OF THE EXTENSION OF THE SUFFRAGE.
F_012-020～ G_001	Of the mode of voting.	Ch.10. OF THE MODE OF VOTING.

G_002-004	Of the duration of Parliaments	Ch.11. OF THE DURATION OF PARLIAMENTS.
G_005-011	Ought there to be two or only one House of Parliament in a representative constitution ?	Ch.13. OF A SECOND CHAMBER.
G_012-020～ H_001-003	Of local representative bodies.	C h . 1 5 . O F L O C A L REPRESENTATIVE BODIES.
H_004-017	Of the Executive in a representative government	Ch.14. OF THE EXECUTIVE IN A REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
H_018-020～ I_001-006	Of Nationality, as connected with Representative Government	Ch.16. OF NATIONALITY, AS C O N N E C T E D W I T H REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
I_007-017	Of Federal Representative Governments.	C h . 1 7 . O F F E D E R A L R E P R E S E N T A T I V E GOVERNMENTS.
I_018-020～ J_001-012	Of the government of dependencies by a free state.	Ch.18. OF THE GOVERNMENT OF DEPENDENCIES BY A FREE STATE.
J_013-019	Should there be two stages of election ?	Ch.9. SHOULD THERE BE TWO STAGES OF ELECTION ?
J_020～ K_001-012	Ought pledges to be required from members of parliament ?	Ch.12. OUGHT PLEDGES TO BE REQUIRED FROM MEMBERS OF PARLIAMENT ?
K_014	Preface.	PREFACE.

John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript "Considerations on Representative Government." A Transcription of Chapter 8 and 9.

Hiroshi KAWAMATA
Atsushi YOSHINO
Yusuke ARAI
Thomas LOCKLEY

Nihon University College of Law (NUCL) Library houses a John Stuart Mill's autographed draft manuscript of "Considerations on Representative Government" ca. 1860. This time, we, 4 authors transcribe the chapter 8 and 9 from it.

The underline is written by Mill himself. Regrettably, the double underlined parts are the words which we couldn't transcribe. Words about which we are unsure are gray colored. Parentheses () are by Mill. Brackets [] are by us.

Bibliography : [Considerations on Representative Government].
[s.l.] : [s.n.]. [1860]. Untitled autograph manuscript. 228 leaves in 11
[A to K] quires. A quire: 24 leaves, B quire: 24 leaves, C to J quire:
each 20 leaves, K quire: 20 leaves (7 leaves blank).

E_014 to F_011. [Chapter 8]

E_014

Of the extension of the suffrage.

A representative democracy such as has been now sketched, a democracy representative of all, & not solely of the majority, a democracy in which the interests, the opinions, the grades of intellect which were outnumbered, would nevertheless be heard, & though they could not prevail by their numbers, would have their chance of prevailing by weight of character & force of argument — a democracy like this, which is alone equal, alone impartial, alone the government of all by all, alone, in short, a **real** democracy, would be free from the **worst** of the evils which **beset** the falsely called democracies that now prevail, & from which the current idea of democracy is exclusively derived. But even in this democracy absolute power, if they chose to exercise it, would still be with the numerical majority ; & the majority would be composed exclusively of a single class, with the same biasses, prepossessions, & general modes of thinking, & that class also on the average the least **educated** & least cultivated. The constitution would therefore still be liable to the characteristic evils of class government, though in a far inferior degree to that exclusive government by a class which now usurps the **prostituted** name of democracy. _____⁽¹⁾ so serious ought not to remain **without** an attempt at **remedy**. We have therefore now to consider if there be any means of organizing democracy by which those dangers may be reduced without sacrificing any of the characteristic advantages of that form

of social polity.

It is of the utmost importance that this object should be sought by means not involving the compulsory exclusion of any citizen from a voice in the representation. The most important of all education

E_015

for every citizen down to the very lowest rank consists in being called on to take a part in those political acts which decide on the great interests of his country. In the life of a manual labourer where daily

occupation is one of routine, & whom the course of his pursuits brings in contact with no variety of impressions, circumstances, or ideas, there is nothing to lead his mind to the apprehension of _____⁽²⁾, wider, & more complicated interests, except the attention he may be induced to pay to political affairs. His daily occupations, again, concentrate his interests in a small circle round self, & lead him to feel towards all beyond that circle indifference if not rivalry. It is political discussions

which teach him that remote causes, & events which take place far off, have the most sensible effects even on his personal interests ; while it is by confessing with others on public questions & uniting with them in acts diverted to objects common to all that the individual learns to feel for & with his fellow citizens & becomes mentally a member of a large community. But political discussions fly over the heads of those who have no votes. They are not _____⁽³⁾ of themselves to form opinions on public affairs, & other people are comparatively under no inducement to press such opinions on their notice. Whoever has no vote, & is not endeavouring to obtain one, feels himself

to be one whom the general affairs of society do not concern ; for whom they are to be managed by others, & who “has no business with the laws except to obey them” nor with public interests & concerns except as a looker-on.

But, independently of this, it is in itself a gross injustice to withhold from any one, unless by reason of preponderant dangers, the privilege of having his voice counted in the disposal of affairs in which he has the same interest as other people. If he is made to pay taxes,

if he can be made to fight, if he is required implicitly to obey, he ought

E_016

to have a right to be told what for ; to have his consent asked, & his opinion counted at its worth (though not at more than its worth) in the decision of the question. There ought to be no pariahs [sic. pariahs] in a nation,

no disqualified classes except through their own default. Every one is degraded, whether he is aware of it or not, when others take upon themselves unlimited power to dispose of his destiny without taking him into council ; & even in highly improved state of the human mind it is not in nature that they who are so disposed of should meet with as fair play as those who are allowed to have a voice. Rulers & ruling classes are obliged to consider the interests of those who have the suffrage ; of those who have not, it is in their option whether they will do so or not ; & however well disposed, they are generally too fully occupied with things which they must attend to, to have room in their thoughts for anything which they can possibly disregard.

No arrangement of the suffrage, therefore, can be permanently

satisfactory, in which anybody is excluded ; in which the electoral privilege is not open to every person sui juris who desires to obtain it.

There are, however, certain exclusions, required by peremptory reasons

which do not conflict with this principle, & which though evils in themselves, are only to be got rid of by the cessation of the state of things which requires them. It is entirely inadmissible that any person should participate in the suffrage without proof

that he can read, write, & I will add, perform the simpler operations of arithmetic. Justice imperatively demands, even when the right of suffrage

does not depend on it, that the means of attaining these elementary acquirements should be brought within the reach of every person in the community

either gratuitously or at an expense not greater than the poorest can afford. But even if this has not been done, it is not a reason for giving

the suffrage free from **the** condition. If society has

E_017

omitted to perform two solemn obligations, the more important & more fundamental of the two must be fulfilled first. It would seem that the most ordinary common sense must have fled from any one (or been silenced by fanatical adherence to an unmeaning abstraction) before he can maintain that power over others, over the whole community should be imparted to people who have not acquired the most ordinary & essential requisites for taking care of, & pursuing intelligently, their own interests, & those of the persons most nearly allied to them. This argument doubtless might be carried further, & made to

prove much more. It would be desirable that much more than reading, writing & arithmetic could be made necessary to the suffrage ; that some knowledge of the conformation of the earth its natural & political divisions, of the elements of general history, & of the history & institutions of their own country, should be required from all electors. But these kinds of knowledge, however essential to an intelligent use of the suffrages, are not, in any country (except the United States) accessible to the whole people, nor does there exist any trustworthy machinery for ascertaining whether it is possessed or no. The attempt, at present, would lead to partiality chicanery, & every kind of fraud. It is better that the suffrage should be withheld

_____ ⁽⁴⁾ other than conferred on some & denied to others awards to the interest of persons in authority. But it would be easy to require of every

one who presented himself for registry that he should in the presence of the registrar copy a sentence from an English book, & perform a sum in the rule of three ; & to secure, by fixed rules & complete publicity, the impartial application of so very simple a test. This therefore should in all cases accompany universal suffrage ;

E_018

[Left side of page. E quire 017 verso. In pencil.]

In New York, 2 percent on the _____ ⁽⁵⁾ _____ ⁽⁶⁾

being about half or $\frac{2}{5}$ the rent

[Right side of page. E quire 019 recto.]

& it would, after a few years, exclude **none**, but those who cared so little for the suffrage that their vote, if given, would not be the indication of any real political opinion.

Another necessary restriction is that the assembly, which votes the taxes, whether general or local, should be elected exclusively by those who pay something towards the taxes **of** which they are **disposing**.

The reasons are obvious ; Those who pay no taxes, disposing by their votes of other people's money, have every motive to be lavish, & none to economize. It is simply allowing them to put their hands into other people's pockets, for any purpose which they think fit to call a public one : which in the great towns of the United States is said to have produced a scale of local taxation **heavy** beyond example, and wholly borne by the wealthier classes. To reconcile this condition of representation with universality, it is essential, as it is on all other accounts desirable, that taxation, in some shape or other, should descend to the very poorest class. In this & most other countries there is no labouring family which does not contribute to the indirect taxes, by its purchase of tea, coffee, sugar, not to mention beer or spirits. But this is hardly sufficient, since such a mode of bearing a share in the public expenses is scarcely felt ; the payer, unless a person of education & reflexion, **hardly** feels himself to be paying for the support of the government, he only feels as if the things he purchases **were** made dear through payments made by some one else.

However lavish an expenditure he might, by his vote, assist in

imposing on the government, he would take care that it should

E_019

not be defrayed by taxes **imposed** on the articles which he himself consumes.

It would be better that a direct tax, in the simple form of a capitation, should be **laid** on every person in the community, or that a person should be admitted an elector on allowing himself to be rated extra ordinem to the assessed taxes, or that a small annual payment (**proportioned** to the gross expenditure of the country) should be required from every registered elector, that so every one might feel that the money which he assisted in voting away was partly his & that he was interested in keeping down its amount.

However this might be, I regard it as required by first principles that the receipt of parish relief should disqualify for the franchise. He who cannot by his own labour suffice for his own support, has no claim to the power of helping himself to the money of others.

By becoming dependent on the other members of the community for actual subsistence, he abdicates his claim to equal rights with them in other respects. Those to whom he is indebted **even** for his existence may justly claim the exclusive management of all those common concerns to which he now brings nothing, or brings less than he takes away. As a condition of the franchise, A term should be fixed, say five years, previous to the registry, doing which the applicant's name has not been on the parish books as a

recipient of relief. Various ways might be devised conformably to the existing institutions of the particular country, by which those might be kept out of the franchise who were not willing, or were temporarily unable, to comply with the necessary conditions. Thus if there were in all parishes or other local divisions a school rate, assessed on every family or household, it would be very proper to refuse the franchise

E_020

to every one who, on his own application, had been excused from the rate if compulsory, or who had forborne to pay it if voluntary. None of these exclusions are in their nature permanent : they require such conditions only as all are able, or as all ought to be able, to fulfil if they choose ; they make the suffrage accessible to every one who is in the normal condition of a human being : & if any one has to forego it, he either does not care sufficiently for it, to do for its sake what he is morally bound to do for other reasons, or he is in a general condition of depression & degradation in which this slight addition, necessary for the security of others, would be unfelt, & on emerging from which this inferiority would disappear with the rest.

In the long run, therefore, it might be reasonably expected that all, except that (it is to be hoped) constantly diminishing class, the recipients of parish relief, would be in possession of votes, & the suffrage would be, with that slight abatement, universal. In this state of things, the majority of voters, in most countries, & emphatically in this, would be manual labourers ; & the two dangers, that of too low a standard of intelligence, & that of class

legislation, would still exist, in a very perilous degree. It remains to be seen whether any means exist by which these evils could be obviated.

They may be obviated completely, not by any artificial contrivance but by carrying out the natural order of human life, that which recommends itself to every one in things in which he has no interest or traditional opinion running counter to it. In all human affairs, every person interested, (at all events every one directly interested,

E_020 verso blank.

F_001

F

& not merely through some other person) has a claim to a voice, & cannot be deprived of it save either as a just stigma on his unfitness to use it or an unjust exclusion from a moral right. But (though every one ought to have a voice) that every one ought to have an equal voice is a totally different proposition.

When two persons

whose interests are jointly concerned, differ in opinion, if with equal virtue one

is superior to the other in intelligence, or if with equal intelligence one is superior to the other in virtue, the opinion, the judgment, of the higher

moral or intellectual being is worth more than the other, &

there ought to be a provision in human institutions for attaching to greater

importance. I assert this not as a thing

undesirable in itself, to be temporarily tolerated as long as it is

necessary for the prevention of greater evils, like the exclusion of part of the community from the suffrage. I affirm it to be right in itself, conformable to the most universal & comprehensive of all moral & political principles ; grounded in abstract justice, & the universal

fitness of things, which are only other words for the maxims & principles which obvious reason & universal experience prescribe for the guidance of human affairs generally or (if this be denied) are at least, always in accordance with those maxims & principles. Neither is there anything necessarily invidious in it to those to whom it assigns the lower degrees of influence. Entire exclusion from a voice in the joint concerns is one thing ; the grant to others of a more potential voice on the ground of greater capacity for the management of those joint concerns, is another. There two kinds of inferiority are not merely different, they are incommensurable.

F_002

Everyone feels insulted by being made a nobody, & stamped as a nobody.

No one but a fool, & only a fool of a peculiar description, feels insulted by the acknowledgement that there are others whose opinion or even whose wish, is entitled to a greater amount of consideration than his.

To have no voice in what are partly his own concerns is what nobody willingly submits to ; but when what is partly his concern is also partly another's, & he feels that other to understand more of the subject, that the other's opinion should prevail over his agrees with his expectations, & with the course of things which

in all the concerns of life he is accustomed to acquiesce in. It is only necessary that the superior influence should be bestowed on grounds which he can comprehend, & which he is able to recognize as just.

It is quite inadmissible, unless as a temporary makeshift, that this superiority of influence should be conferred in consideration of property. I do not deny that property is some sort of test ; & education, in most countries, though anything but proportional to riches, is on the average better in the richer half of society than in the poorer ; but the criterion is so imperfect, accident had so much more to do than merit in enabling men to rise in the world, & it is so impossible for any one, by acquiring the instruction, to make sure of the corresponding rise in station, that this foundation of electoral privilege is always, & will continue to be, supremely odious. If there existed such a thing as systematic national education, or a system of universal examinations which could be relied on, education might be tested directly. In the absence of these, the nature of a person's occupation is some test. An employer of labour is on the average more intelligent than a labourer ; for he must labour with his head, & not solely with

F_003

his hands. A foreman is generally more intelligent than an ordinary labourer, & a labourer in the skilled trades than one on the unskilled. A banker, merchant, or manufacturer, is likely to be more intelligent than a tradesman, because he has larger & more complicated interests to manage. But in all these

matters it is not the ⁽⁷⁾ of undertaking the superior function, but the successful performance of it, that is the test of qualification, & therefore, as well as to prevent men from engaging nominally in an occupation merely for the sake of the vote, it would be proper to require that the occupation should have been followed for some length of time (say three years). Subject to some such condition, two or more votes might be allowed to every person who hold any of these superior functions. The liberal professions, when really & not nominally pursued, imply of course, a superior degree of instruction, & whenever any sufficient examination, or any serious conditions of education, are required before entering on a profession, its members could be admitted at once to plurality of votes. The like may be affirmed of graduates of all universities ; & even of those who bring satisfactory certificates of having passed through the course of study required by any school at which the higher branches of knowledge are taught, under proper securities that the teaching is real, & not false pretense. The middle-class examinations so laudably & public spiritedly established by the University of Oxford, & any similar ones which may hereafter be instituted by any equally competent body (provided they were fairly open to all the world) afford a ground on which plurality of votes might with great benefit be accorded to those who had past [sic. passed] the test.

F_004

If it be asked, how far this principle should be carried, or how many votes it would be allowable to accord to an individual on consideration of superior qualifications, I reply, that this is not any

material, provided no distinctions or gradations are made but such as can be made obvious & acceptable to the general conscience & understanding, & provided the limit be observed, prescribed by the fundamental principle laid down in a former chapter viz. that the plurality system must on no account be carried so far that the liberally educated class, or the gentleman class, or the wealthy class, shall outweigh by means of it all the rest of the community. The distinction in favour of education, right in itself, is further recommended by its preserving the educated class from the class legislation of the uneducated : but it must stop short of enabling them to practice class legislation on their own side, or it becomes an evil instead of a good. I must add that I consider it an absolutely necessary element of the plurality scheme, that it shall be open to the poorest individual in the community to claim its privileges if he is able to prove that in spite of all difficulties & obstacles he is, in point of intelligence, entitled to them. There ought to be voluntary examinations at which any person whatever might present himself, might prove that he came up to the standard of knowledge & ability laid down as sufficient, & be admitted in consequence to the plurality of votes. A privilege which is not refused to any one who can show that he has realized the conditions on which in theory & principle it is dependent, would not be repugnant to any one's sentiment of justice, as it would be if conferred on general presumptions which

F_005

sometimes **fails** but denied to direct proof.

The principle of **double** voting in a direct shape is so unfamiliar in parliamentary elections (though **being** practiced in vestry elections & those of poor law guardians) that it is not likely to be soon or willingly adopted ; but though the suggestion, for the present, may not be a practical one, it is important as marking what is best in principle, & fit to be the guide in judging of the eligibility of any indirect means, either existing or capable of being introduced, which promote in a less perfect manner the same end. A person may have a double vote by other means than by tendering two votes at the same hustings ; he may have the right of voting in two different constituencies ; & though this privilege belongs at present to superiority of means rather than to superiority of intelligence. I would on no account abolish it where it exists, since until a truer test of intelligence is adopted, it would be unwise to dispense with even the bad **one** which already exists. The practice might with advantage be carried much further. If the suffrage were made universal, I would allow all graduates of universities all persons certificated by the higher schools, all the liberal professions, & perhaps others, to be registered as electors in that character & give their votes as such in any constituency in which they chose to register, retaining in addition their vote as simple citizens in the **locality** in which they have their residence.

Until there shall have been devised, & until opinion is willing to accept, some mode of plural voting which would assign to superior education the degree of superior influence in itself due to it, & which would

F_006

[Left side of page. F quire 005 verso. In pencil.]

A still better plan is the Prussian recommended by Sir J. Pakington in the Reform debate. Each locality to **return three** members on **three** unequal property qualifications.

[Right side of page. F quire 006 recto.]

be a sufficient counterpoise to the numerical weight of the least educated class ; for so long, though universal suffrage would still be admissible, at least in some of the constituencies it would be necessary that it should be accompanied by such a electoral **grouping** that the class of manual labourers while having a large number of representatives, should not have the preponderant weight in the legislature. While this state of things exists, the present anomalies in the representation must in a great degree continue : the large **towns**, & any other constituencies in which the uneducated classes preponderate must have a number of members much less than in proportion to their population. *i* If the country does not choose to pursue the right ends by a regular system directly **leading** to them, it must be content with an irregular makeshift, as being immensely preferable to a system, free from irregularities but regularly adapted to wrong ends, or from which some ends equally necessary with the others have been left out.

I have said, & now _____⁽⁸⁾, that I should not despair of the beneficial **working**, even of equal & universal suffrage, if made real by the equal representation of all minorities through Mr Hare's scheme. But I must also

repeat, that even if this were certain. I should contend for the plurality of voting. I do not look upon equal voting as one of those things which are good as themselves, if only they can be guarded against inconveniences. I look upon it as bad in itself ; wrong in principle, because recognizing a wrong standard, & exercising a wrong & pernicious influence on the voter's mind. It is not useful, but hurtful, that the constitution of the country should declare ignorance to be entitled to as much political power as Knowledge. The national

F_007

institutions should place all things which they are concerned with, before the mind of the citizen in the light in which it is for his good that he should habitually contemplate them : & as it is good that he should think that every one is entitled to some influence, but that the wiser & better are entitled to more than those who are less wise or less good, it is important that this conviction should be professed by the state, & embodied in the national institutions. Such things as this, are what constitute the spirit of the institutions of a country ; & the institutions of every country not under gross positive oppression produce more effect by their spirit than by any of their direct provisions, since by it they shape the national character.

The American institutions have engrained strongly on every American mind that any one man (with a white skin) is as good as any other ; & every one feels that this false creed is at the root of all ^{many of [in pencil.]} [underline, in pencil] the unfavorable points in the American character.

It is a great mischief that the constitution of any country should sanction this creed. There is scarcely any effect it can produce which is more detrimental to moral & intellectual progress in most of their shapes, than such a state of feeling, whether express or tacit.

It may perhaps be said, that a constitution which gives equal influence, man for man, to the most instructed & the most uninstructed, is nevertheless beneficial, in another manner, to progress, because the appeals constantly made to the less instructed classes & the attempts which the more instructed are obliged to make for enlightening their judgment & ridding them of errors & prejudices, are an extraordinary stimulant to their

F_008

advancement in intelligence. I admit, or rather, strenuously contend, that this most beneficial effect is likely to be produced by admitting the uneducated classes to some, & even to a large share, of power. But theory & experience ⁽⁹⁾ in proving that the directly contrary effect is produced by making them the possessors of all power. Those who are supreme over all others, whether they are One, or Few, or Many, have no longer any need of the arms of reason : **they** can make their mere will prevail ; & those who **cannot** be resisted, are always far too well satisfied with their own opinions to be inclined to change them, or listen without impatience to those who tell them that they are in the wrong. The position which is favourable to the attainment of intelligence, is that of those who are acquiring power, not of those who have acquired it ; & of all **resting** points the one which develops the best & highest qualities

is that at which they are strong enough to make reason prevail, but not strong enough to prevail against reason. This is the position in which, according to the principles we have laid down, both the rich & the poor, the much & the little educated, all the other denominations which divide society between them, ought as far as possible to be placed ; & by combining this principle with the otherwise just one of giving superior weight to superior mental qualities, a political constitution would realize that kind of relative perfection which is alone compatible with human affairs.

In the preceding argument for universal, but graduated suffrage, I have taken no account whatever of difference of sex. I consider it to be as entirely irrelevant to political rights, as difference of height

F_009

or difference in the colour of the hair. All grown up human beings have an equal interest in good government ; their interests are equally affected by it, & they have equal need of a voice in it to secure their share

of its benefits. If there be any difference, women require it more than men, since, being the weaker, they are more dependent on society & law for protecting them against the stronger. Mankind have long since abandoned the only premisses [sic. premises] which will support the conclusion

that women ought not to have votes. No one now holds that women should have no thought, no wish, no occupation, but to be the domestic drudges of husbands, fathers, or brothers. It is considered reasonable & proper that women should think, & write, & be teachers.

As soon as this is admitted, the fate of the political

disqualification is sealed. Men ought to be ashamed at this time of day to stand up & say that women are **fitter** for some things & less fit for others & that the **laws** therefore should keep women to some things & restrain them from others. The whole mode of thought of the modern world is, with increasing emphasis, pronouncing against the claim of society to decide for individuals what they are & are not fit for, & what they shall or shall not be allowed to try. If the principles of modern politics & political economy are good for anything, it is for proving that these are things which can only be found out by the individuals themselves. No less certainly have those principles decided that if there be any real differences in aptitude for different things, under complete freedom of choice the mass will adhere to the things for which they are on the average fittest, & the exceptional course will only be taken by the exceptions. Either the whole tendency of modern

F_010

social improvements has been wrong, or it must be carried on to the abolition of all exclusions & all disabilities which close any employment whatever to a human being. But it is not necessary to maintain so much in order to prove that women ought to have the suffrage. Let them be ever so much a subordinate class, confined to domestic occupations & under domestic authority, they would not less require the protection of the suffrage to secure them against the abuse of that authority. The majority of the male sex will be nothing else all their lives than labourers in manufactories or in cornfields ; but this does not render the suffrage less desirable

for them, or their claim to it less indefeasible, when not likely to make a bad use of it. Nobody pretends to think that women would make a bad use of the suffrage. The worst that is said is that they would vote as mere dependents, at the bidding of their male relations. If it be so, so let it be. If they think for themselves Great good will be done, & if they do not, no harm. There will be some benefit to them in the bare fact that they have something to bestow which their husbands or brothers cannot compel, & are yet desirous to have. It would also be no small matter that the husband would discuss the subject with his wife, & that the vote would not be his concern alone but a joint matter. He would often be obliged to give honest reasons for his vote, such as might induce a more upright & impartial character to sail with him in the same boat. Often & often would the wife's influence keep him true to his own sincere opinion. Often indeed that influence would be used, not on the side of public principle, but of the personal interest or vanity of the family ; but wherever such would be its object, it is exerted to the

F_011

full already, in that bad direction ; & the more certainly, in proportion as she is herself devoid of any political opinion ; & would be less likely to be thus mischievously used, in proportion as she was encouraged to form an opinion, & obtain an intelligent comprehension of reasons which ought to prevail with the conscience against the temptations of self interest family as well an individual.

J_013

Should there be two stages of election ?

In some representative constitutions the course has been adopted of choosing the members of the representative body by a double process, the primary electors only electing other electors, & these again electing members of parliament. The purpose of this contrivance seems to have been that of putting a certain degree of impediment to the full **action** of popular power : giving the suffrage, & thereby the ultimate power, to the Many, but compelling them to exercise it through the agency of a comparatively few, who, it is supposed, will be less moved than the Demos itself by gusts of popular passion : & as the electors, being themselves a select body, may be expected considerably to exceed in intellect & character the general level of their constituents, a choice made by them is thought likely to be more careful & enlightened, & will in any case be made under a greater feeling of responsibility, than **if** made by the masses themselves. This mode of filtering, as it were, the popular suffrage through an intermediate body, admits of a very plausible defense in theory ; since it may be said with great appearance of reason, that it requires less intellect & instruction to judge which among our neighbours, can be most safely trusted to choose a member of parliament, than who is himself fittest to be one.

In the first place, however, it must be remembered, that if the

dangers incident to popular power may be thought to be in some

J_014

measure diminished by this indirect arrangement, so also are its benefits ; & the latter effect is much more certain than the former. To enable

the system to act in the manner desired, the primary electors must use the suffrage bestowed on **them** in a manner conformable

to it, that is, each one of them must not **concern** himself about who the member of parliament is to be,

but only **about** whom **he** would like best to choose one for him.

And the **thing** must be, that he will not occupy his thoughts with political opinions & measures or political men, but will be guided only by his personal respect for some private individual, to whom he will give

a general power of attorney to act for him. Now if the primary electors really do thus act, one of the principal uses of giving them a vote at all is frustrated ; it **fails** of developing public spirit & political intelligence, of making public affairs a matter of interest to their feelings & an exercise to **their** minds. But, further this supposition involves inconsistent conditions, for if the voter feels no interest in the final result, how or why can he be expected to feel any in the process which leads to it ? To wish to have a particular person for his representative **in** Parliament, is possible to a person

of a very moderate degree of intelligence ; & to wish to choose an elector who will elect that person, is a natural consequence :

but for one who does not care who is elected, or who feels bound to put that

consideration in abeyance, to feel any interest whatever in merely naming the worthiest person to elect another according to his own judgment, implies a zeal for what is right in the abstract, & a principle of duty for the sake of duty which is possible only to persons of a rather high grade of cultivation who by the very possession of it, show that they may be solely trusted

J_015

with political power in a more direct form. A function less calculated in itself to kindle the feelings, & having less inducement to care for it except the determination conscientiously to discharge any function, could not well be **conferred** upon the

(10)

electors ; & if they cared enough about politics to set any value on that limited power, they would not be likely to be satisfied without one more extensive.

In the next place, admitting that a person who will not judge well of the fitness of a candidate for parliament, may be a sufficient judge of the general capacity & honesty of some one else whom he may appoint to choose a member of parliament for him ; I may remark, that if the voter acquiesces in this estimate of his capacity & really desires to have the choice made for him by some person **whom** he knows, nothing is easier for him than to **ask** that person whom he had better vote for the two modes election **than** coincide in their result. The whole advantage of indirect election is obtained under the direct. The two modes only begin to diverge in their operation when we suppose that the voter, would prefer if _____⁽¹¹⁾, to use his own judgment in the choice of a representative

& only lets another choose for him because the law does not _____
 him
 to do anything else. But if this be his state of mind the indirect system
 will be little **mere**
 than nominal. He will only have to choose as elector a known partisan
 of the candidate he prefers, or some one who will pledge himself
 to vote for that candidate. This is the practical operation of the
 Presidential
 election in the United States. It is nominally indirect. The
 population at large does not vote for the President, it votes for
 electors
 who choose the President. But nobody is **chosen** except
 under express engagement to vote for a particular
 person, nor does a citizen ever vote for an elector because

J_016

of any preference for the man ; he votes for the Buchanan ticket, or the
 Fremont ticket. And **thus** he will always do, if there is any active
interest
 in politics among the people generally. It must be remembered, that the
 electors are not chosen in order that they may search the country, &
 find the fittest person in it to be President, or to be a member of
 parliament. There would be something to be said for the practice if **this**
 were so ; but it never is so. The electors are to make their choice from
 among those who have offered themselves as candidates ; & the people
 who choose the electors, know perfectly well who these are. If there
 be any political activity in the country, most of the electors
 vote certainly have made up their minds which of these they would like
 to

have ; & will make that the sole ⁽¹³⁾ consideration of their vote. The partisans of each candidate will have their list of electors

ready, all pledged to vote for that candidate ; & the only question practically asked of the primary elector will be which of these lists he will have.

The case in which election by two degrees answers well in practice is when the chosen electors are not chosen solely as electors, but have other important functions to discharge, which precludes their being selected solely as delegates to give a particular vote. This is the case with another **electors** **or** the United States, that of the members of the Senate. That assembly is considered to represent not the people, but the States as such, & to be the guardian of that portion of independence which they have not alienated : & for this **purpose** each state returns to the Senate exactly the same number of members, (two) whether it be little Delaware or the “Empire State” of New York. These members are not chosen by the population

J_017

but by the State Legislatures, who have themselves been elected by the people

of the State ; but as the whole business of internal legislation, & the control of the State executive devolves on them, they are elected more

with a view to that object than to the other, & in naming two persons to represent the State in the Federal Senate, they

really do for the most part exercise their own judgment, with only that general reference to public opinion which _____⁽¹⁴⁾ all the acts of the representative body in a democracy. These elections, thus made, are conspicuously the best of all the elections in the U. States. The Senate invariably consisting of the most distinguished men among those who have made themselves known in public life. Indirect popular election, therefore, does, under certain conditions, fulfil its purpose well ; but those conditions are hardly to be found except in a federal government like the American where the election can be entrusted to local bodies whose other functions really extend to the most important duties of government. The only bodies in any analogous position who exist, or are likely to exist, in this county are the municipalities, & any similar bodies who exist or may be created for similar local purposes. But few persons would think it any improvement in the elections to Parliament if the members for the City of London were chosen by the Aldermen & Common Council, & those for Marylebone avowedly by the vestries of its component parishes. Even if those bodies were wholly unobjectionable as local boards, the qualities which would fit them for the limited & peculiar duties of town or parish edileship [sic. aedileship] are no guarantee of any special fitness to judge of the qualifications of candidates to sit in Parliament ; they

J_018

probably would not fulfil this duty any better than it is fulfilled by the inhabitants voting directly ; while, on the other hand, if their duty of electing members of parliament were taken into consideration in selecting them for the office of vestrymen, **many** of the persons who were fittest

for that more restricted duty would inevitably be excluded from it if only by the necessity there would be of choosing persons whose sentiments in general politics agreed with those of the voters who elected them.

It appears therefore that all the benefits of indirect election will be just as much obtained under direct ; that such of them as would not be obtained under direct election, will **equally** fail to be obtained under indirect ; while the latter has considerable disadvantages peculiar to itself. The mere fact that it is an additional & superfluous wheel in the machinery, is a material evil. Its decided inferiority as a means of **exciting** public spirit of spreading political intelligence among the citizens, has already been adverted to ; & if it had any practical operation at all, it must make the voter identify himself _____⁽¹⁵⁾ with his member, & the member feel a much less active sense of responsibility to his constituents.

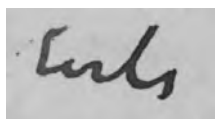
In addition to all this, the comparatively small number of persons in whose hands, at last, the election of a member of parliament would rest, could not but afford great additional facilities to intrigue, & to every kind of corruption. It would be sufficient to gain over a small number of persons in order to be secure of being returned ; & those persons not holding

J_019

any permanent office, or position in the public eye, would risk little by a corrupt vote except what they would care little for, not to be named electors again. This evil would arise just in proportion as any discretion was left them, as they were not chosen expressly & exclusively as mere delegates **to give** to carry, as it were vote of their constituents to the hustings. The moment the two stages of election began to have any effect, they would begin to have a bad effect. It seems unnecessary **writing** for England to say anything further in opposition to a scheme which has no support from any of the national traditions, & in which there could not perhaps be found in this country a single partisan. But a notion so plausible at the first view, & so familiar to students in politics, might perhaps be **brought** forward on some occasion when it might be seductive to some minds & it could not, therefore, even if none but English readers **were** to be considered, be passed altogether in silence

注 /note

- (1) 筆者たちが翻刻できなかったものを画像で示す。以下同じ。



- (2) [larger ?]

- (3) [laid ?]

- (4)

- (5)  [gross ?]
- (6)  [valuation ?]
- (7)  [fact or first ?]
- (8)  [repeat ?]
- (9) 
- (10) 
- (11)  [allowed ?]
- (12) 
- (13)  [determining ?]
- (14)  [persuades ?]
- (15)  [less ?]

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

執筆者紹介

掲載順

トーマス・ロックリー	荒井祐介	吉野篤	川又祐篤	山城秀市	山口正春
日本大学准教授	日本大学准教授	日本大学教授	日本大学教授	日本大学元教授	日本大学元教授

機関誌編集委員会

委員長	大岡 健
副委員長	賀来 健
委員	南 拓
〃	大久保 也
〃	加藤 之
〃	黒藤 子
〃	高畑 一郎
〃	友岡 仁
〃	松島 江
〃	横溝 雪江
〃	渡辺 えりか
〃	石川 徳夫
〃	石橋 幸孝
〃	岩井 圭和
〃	大熊 子
〃	加藤 暁子
〃	杉本 竜也
〃	中村 未也
〃	野村 隆彦
〃	宮澤 義典
〃	佐藤 義典
〃	前田 義典

政経研究 第五十七卷第二号

令和二年十二月十五日 印刷
令和二年十二月二十五日 発行 非売品

編集責任者 日本大学法学会
小田 司

発行者 日本大学法学会
電話〇三(五二七五)八五三〇番

東京都千代田区神田猿樂町二-1-14 A&Xビル
印刷所 株式会社メディアオ
電話〇三(三二九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 57 No. 3 December 2020

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLE

Masaharu Yamaguchi, *Wealth and Happiness in the Philosophy of Adam Smith*

NOTE

Hideichi Yamashiro, *The Problem of the Senkaku Islands and America's Policy of Neutrality*

MATERIAL

Hiroshi Kawamata, Atsushi Yoshino, Yusuke Arai, Thomas Lockley,
John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript
"Considerations on Representative Government."
A Transcription of Chapters 8 and 9.